

参考資料 1 減少要因の項目

- ・番号が付いている要因はレッドデータブックに記載されている要因
ただし、すべての分類群で減少要因がこの番号で記載されているわけではなく、文章のみで記載されている分類群も多い。その場合は、内容を読んで各番号に振り分ける作業を行った。なお、要因については「改訂レッドリスト付属説明資料」も参照した。
- ・「新規」と付いている要因は、今回の集計のために作成した要因
- ・ゴシック文字で示した内容は今回の集計のために含めた内容

要因 11 森林伐採
要因 12 湖沼開発
要因 13 河川開発
要因 14 海岸開発
要因 15 湿地開発
要因 16 草地開発
要因 17 石灰等採掘

要因 21 ゴルフ場
要因 22 スキー場
新規 その他開発 } 図 1-3 にはこの 3 要因をまとめて観光開発等として表示
要因 23 土地造成
要因 24 道路工事
要因 25 ダム建設

要因 31 水質汚濁
要因 32 農薬汚染
新規 湧水の減少・枯渇

要因 41 園芸採取・狩猟等
要因 42 薬用採取
要因 43 その他不法採集等 } 図 1-3 にはこの 3 要因をまとめて表示

要因 51 踏みつけ
新規 過剰利用 } 図 1-3 にはこの 2 要因をまとめて表示

要因 52 捕食者侵入・食害等（直接の捕食・食害等ではなく、間接的に影響する場合も含む）
新規 要因 52 捕食者侵入・食害等<在来種による>（同上）
新規 要因 52 捕食者侵入・食害等<外来種による>（同上）
新規 要因 52 捕食者侵入・食害等<不明>（同上） } 図 1-3 にはこの 3 要因に分けて表示

要因 53 管理放棄（管理方法の変化を含む）
要因 54 遷移進行
要因 55 火山噴火
要因 56 帰化競合（直接の競合ではなく、間接的に影響する場合も含む）
要因 57 異種交雑
新規 要因 57 異種交雑<在来種による> } 図 1-3 にはこの 2 要因に分けて表示
新規 要因 57 異種交雑<外来種による> }

新規 交通事故
新規 混獲
新規 生物間相互作用の低下・喪失

要因 61 産地局限
要因 62 近交化進行

要因 71 その他
要因 99 不明

参考資料2 絶滅危惧種分布データの作成・解析方法

本資料におけるデータは以下のソースを元に、抽出した。

<絶滅危惧種の分布データ>

- ・環境省 自然環境保全基礎調査 種の多様性調査／動植物分布調査（昭和 56 年～平成 16 年；哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、淡水魚類、昆虫類、貝類の各調査を含む）
- ・農水省 田んぼの生き物調査（平成 14～21 年）
- ・日本植物分類学会 絶滅危惧種分布情報公開種（2000 年版、2007 年版） 等

<保護地域データ>

国立・国定公園、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（国指定）、生息地等保護区：
平成 22 年度整備データ

国指定鳥獣保護区：平成 21 年度整備データ

分布データには同じ分類群でもソースの精度によって、図 1 に示す 3 種類のサイズのメッシュ（3 次メッシュ、5 倍地域メッシュ、2 次メッシュ）がある。

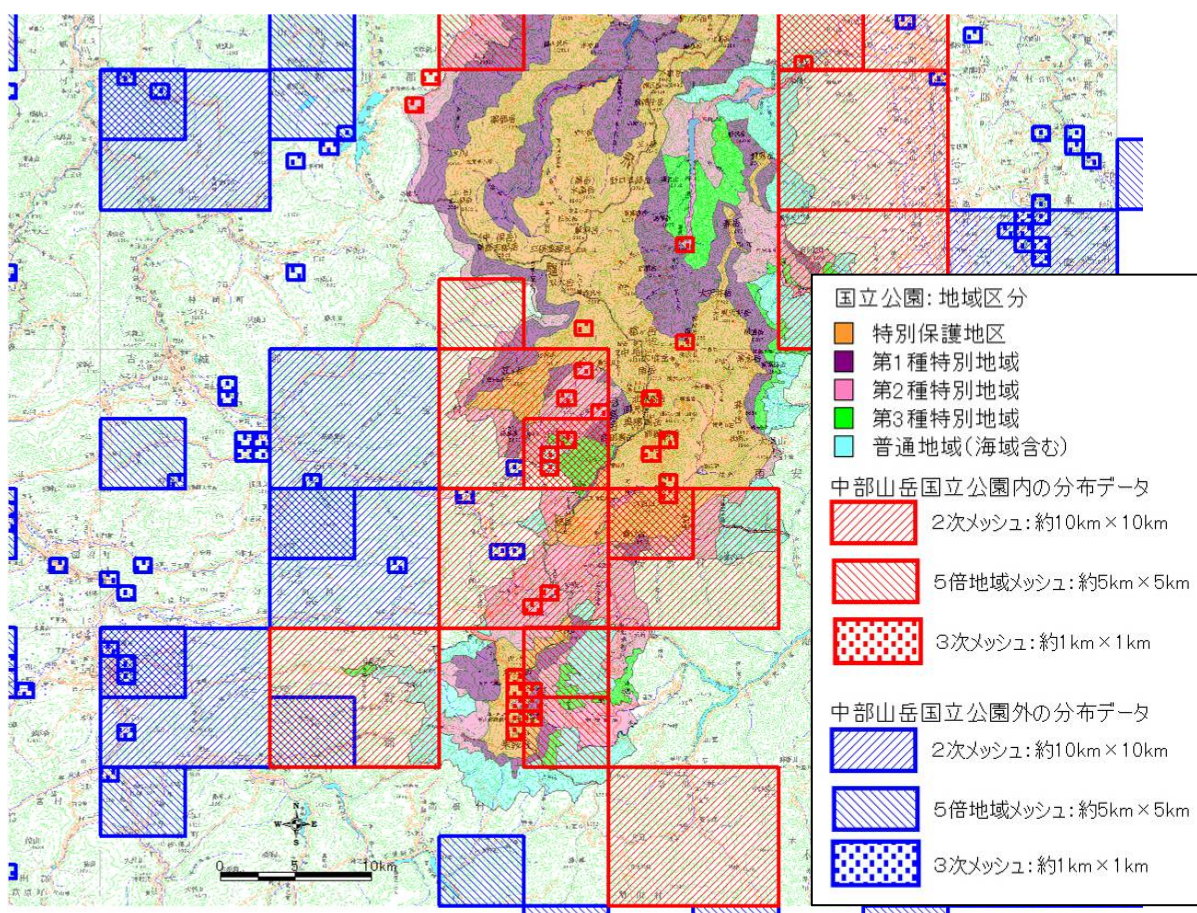


図1 分布データと保護地域の重複例（例：中部山岳国立公園）

保護地域内のメッシュ数算出時における2次メッシュ、5倍地域メッシュの換算方法

前述のように分布データには異なる3種類のメッシュサイズがある。そのため2次メッシュ(約10×10km)、5倍地域メッシュ(約5×5km)の分布データについては、下記のように、メッシュごとに保護地域の近似的なカバー率を算出し、それを保護地域内外の3次メッシュ数換算値とした。

- <例示>
- 種Aが分布する5倍地域メッシュ内に含まれる全3次メッシュ数は25メッシュ。
 そのうち保護地域内の3次メッシュ数が12メッシュであれば、種Aの保護地域内の3次メッシュ数換算値： $12/25 = 0.48$ メッシュ

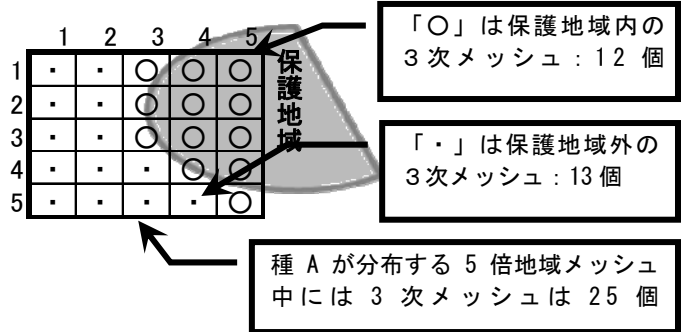


図2 5倍地域メッシュにおける保護地域の3次メッシュ換算値の算出例

- 種Bが分布する2次メッシュ内に含まれる全3次メッシュ数は100メッシュ。
 そのうち保護地域内の3次メッシュ数が33メッシュであれば、種Bの保護地域内の3次メッシュ数換算値： $33/100 = 0.33$ メッシュ

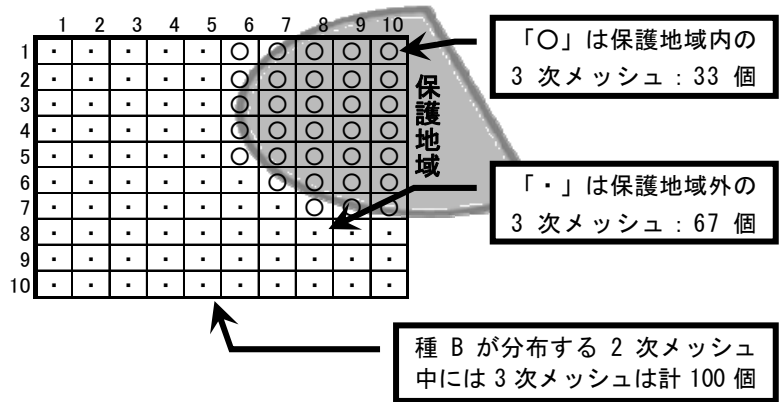


図3 2次メッシュにおける保護地域の3次メッシュ換算値の算出例

なお、レッドリスト掲載種数のうち、分布データがある種数は表1のとおりである。分類群によっては全く分布データがなく、データがある分類群でもデータが限られていたり、維管束植物では非公開データは基本的に含まれていないことに留意が必要である。

表1 環境省レッドリスト掲載種数、及び、分布データがある種数

分類群	RLの種数				分布データがある種数					分布データがある種数の割合					
	CR	EN	CR+EN	VU	合計	CR	EN	CR+EN	VU	合計	CR	EN	CR+EN	VU	合計
哺乳類	15	20	7	42	7	16	6	29	46.7%	80.0%	85.7%	69.0%			
鳥類	21	32	39	92	16	19	32	67	76.2%	59.4%	82.1%	72.8%			
爬虫類	3	10	18	31	3	7	16	26	100.0%	70.0%	88.9%	83.9%			
両生類	1	9	11	21	1	8	11	20	100.0%	88.9%	100.0%	95.2%			
魚類	61	48	35	144	44	41	25	110	72.1%	85.4%	71.4%	76.4%			
昆虫類			110	129	239			46	52	98			41.8%	40.3%	41.0%
貝類			163	214	377			136	194	330			83.4%	90.7%	87.5%
その他無脊椎			17	39	56			0	0	0			0.0%	0.0%	0.0%
動物小計	101	119	290	492	1,002	71	91	182	336	680	70.3%	76.5%	62.8%	68.3%	67.9%
維管束植物	523	491	0	676	1,690	215	246	0	381	842	41.1%	50.1%	56.4%	49.8%	
蘚苔類			118	111	229			0	0	0			0.0%	0.0%	0.0%
藻類			89	21	110			0	0	0			0.0%	0.0%	0.0%
地衣類			41	19	60			0	0	0			0.0%	0.0%	0.0%
菌類			39	25	64			0	0	0			0.0%	0.0%	0.0%
植物集計	523	491	287	852	2,153	215	246	0	381	842	41.1%	50.1%	44.7%	39.1%	
総計	624	610	577	1,344	3,155	286	337	182	717	1,522	45.8%	55.2%	31.5%	53.3%	48.2%

◆絶滅危惧種の分類群・保護地域・メッシュサイズ別の分布データ数

分類群	延べ分布メッシュ数*	保護地域内の延べ分布メッシュ数(3次メッシュ数換算)*2										
		2次5倍3次	右記の全保護地域	2次5倍3次	自然公園*3	2次5倍3次	自然環境保全地域*4	2次5倍3次	国指定鳥獣保護区	2次5倍3次	生息地等保護区	2次5倍3次
哺乳類	326	84	124.3	21.3	98.9	20.9	5.0	0.0	35.5	1.5	2.0	0.0
		0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0
		242		103.0		78.0		5.0		34.0		2.0
鳥類	11,238	50	2,316.5	11.7	1,945.1	10.7	4.2	0.0	601.9	1.8	3.0	0.0
		5,872		903.8		853.5		3.2		145.0		0.0
		5,316		1,401.0		1,081.0		1.0		455.0		3.0
爬虫類	614	61	234.7	12.7	214.3	11.3	0.0	0.0	29.2	2.2	12.4	0.4
		0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0
		553		222.0		203.0		0.0		27.0		12.0
両生類	1,651	179	283.2	29.2	253.8	27.8	0.1	0.1	68.6	4.6	1.0	0.0
		0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0
		1,472		254.0		226.0		0.0		64.0		1.0
魚類	7,157	314	1,025.8	36.8	887.7	36.7	2.0	0.0	180.9	2.9	5.0	0.0
		0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0
		6,843		989.0		851.0		2.0		178.0		5.0
昆虫類	11,177	1,109	2,373.7	149.7	2,297.9	143.9	0.1	0.1	189.7	16.7	11.1	0.1
		0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0
		10,068		2,224.0		2,154.0		0.0		173.0		11.0
貝類	6,362	136	2,263.7	19.7	2,187.6	19.6	10.0	0.0	271.5	0.5	21.0	0.0
		0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0
		6,226		2,244.0		2,168.0		10.0		271.0		21.0
維管束植物	12,744	8,702	4,215.1	1,328.7	4,149.0	1,284.5	123.3	6.3	356.8	143.8	1.4	1.4
		1		0.5		0.5		0.0		0.0		0.0
		4,041		2,886.0		2,864.0		117.0		213.0		0.0
合計	51,269	10,635	12,837.0	1,609.6	12,034.4	1,555.4	144.7	6.5	1,734.0	174.0	57.0	2.0
		5,873		904.3		854.0		3.2		145.0		0.0
		34,761		10,323.0		9,625.0		135.0		1,415.0		55.0

◆絶滅危惧種の分類群・保護地域・メッシュサイズ別の分布データカバー率

分類群	延べ分布メッシュ数*	保護地域内の延べ分布メッシュ数(3次メッシュ数換算)*2をもとにしたカバー率										
		2次5倍3次	右記の全保護地域	2次5倍3次	自然公園*3	2次5倍3次	自然環境保全地域*4	2次5倍3次	国指定鳥獣保護区	2次5倍3次	生息地等保護区	2次5倍3次
哺乳類	326	84	38.13%	25.35%	30.33%	24.86%	1.53%	0.00%	10.89%	1.79%	0.62%	0.04%
		0		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
		242		42.56%		32.23%		2.07%		14.05%		0.83%
鳥類	11,238	50	20.61%	23.32%	17.31%	21.30%	0.04%	0.00%	5.36%	3.62%	0.03%	0.00%
		5,872		15.39%		14.53%		0.05%		2.47%		0.06%
		5,316		26.35%		20.33%		0.02%		8.56%		0.06%
爬虫類	614	61	38.22%	20.75%	34.91%	18.61%	0.00%	0.00%	4.76%	3.64%	2.02%	0.66%
		0		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
		553		40.14%		36.71%		0.00%		4.88%		2.17%
両生類	1,651	179	17.15%	16.32%	15.37%	15.54%	0.00%	0.04%	4.16%	2.60%	0.06%	0.00%
		0		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
		1,472		17.26%		15.35%		0.00%		4.35%		0.07%
魚類	7,157	314	14.33%	11.71%	12.40%	11.68%	0.03%	0.00%	2.53%	0.91%	0.07%	0.00%
		0		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
		6,843		14.45%		12.44%		0.03%		2.60%		0.07%
昆虫類	11,177	1,109	21.24%	13.50%	20.56%	12.98%	0.00%	0.01%	1.70%	1.50%	0.10%	0.01%
		0		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
		10,068		22.09%		21.39%		0.00%		1.72%		0.11%
貝類	6,362	136	35.58%	14.51%	34.39%	14.44%	0.16%	0.00%	4.27%	0.34%	0.33%	0.02%
		0		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%
		6,226		36.04%		34.82%		0.16%		4.35%		0.34%
維管束植物	12,744	8,702	33.08%	15.27%	32.56%	14.76%	0.97%	0.07%	2.80%	1.65%	0.01%	0.02%
		1		48.00%		48.00%		0.00%		0.00%		0.00%
		4,041		71.42%		70.87%		2.90%		5.27%		0.00%
合計	51,269	10,635	25.04%	15.14%	23.47%	14.63%	0.28%	0.06%	3.38%	1.64%	0.11%	0.02%
		5,873		15.40%		14.54%		0.05%		2.47%		0.00%
		34,761		29.70%		27.69%		0.39%		4.07%		0.16%
(参考)各地域が国土に占める割合*5				9.13%		0.07%		1.51%		0.00%		

*1 延べ分布メッシュ数: 種ごとの分布メッシュ数を足した数 (例)A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ
 なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。

*2 保護地域内の延べ分布メッシュ数(3次メッシュ数換算)のカウント方法については、前述を参照。

*3 自然公園: 国立公園、国定公園

*4 自然環境保全地域: 国指定の自然環境保全地域、原生自然環境保全地域も含む

*5 出典: 環境省 平成23年度版環境統計集

国立公園・国定公園・自然環境保全地域・生息地等保護区: 平成22年3月31日現在、

国指定鳥獣保護区: 平成22年11月1日現在

参考資料 3-1 絶滅危惧種の分布と保護地域

絶滅危惧種のうち分布データがあるものについて、それらの分布域が保護地域によってどの程度カバーされているかを解析した結果を示す（表 1、図 1）。また、これを絶滅危惧種の減少要因（開発、過剰利用等、管理放棄、遷移進行、捕獲・採集、産地極限）ごとにみた結果を（表 2～10）、このうち開発、過剰利用等、捕獲・採集の減少要因については併せて保護地域別にみた結果を示す（表 3、5、9）。

なお、「保護地域」は原則として国立・国定公園、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区である。ただし開発、過剰利用等、捕獲・採集の各減少要因については、当該要因に対応できる地種区分に限ったデータも示しているので留意されたい。

表 1 絶滅危惧種（全減少要因）の分布と保護地域

分類群	絶滅危惧種数	分布データがある種数	保護地域内に分布データがある種数 ^{注2}	延べ分布メッシュ数 ^{注1}		カバー率
				全体	保護地域内 ^{注2}	
哺乳類	42	29	23	326.0	124.3	38.1%
鳥類	92	66	62	11,238.0	2,316.5	20.6%
爬虫類	31	26	20	614.0	234.7	38.2%
両生類	21	20	20	1,651.0	283.2	17.2%
魚類	144	110	91	7,157.0	1,025.8	14.3%
昆虫類	239	98	90	11,177.0	2,373.7	21.2%
貝類	377	330	268	6,362.0	2,263.7	35.6%
維管束植物	1,690	840	712	12,744.0	4,215.1	33.1%
全体	2,636	1,519	1,286	51,269.0	12,837.0	25.0%

出典：自然環境保全基礎調査種の多様性調査／動植物分布調査（環境省）等より作成

注 1 延べ分布メッシュ数：種ごとの分布メッシュ数を足した数 <例>A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ。なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。

注 2 ここでいう保護地域は、国立・国定公園、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区。

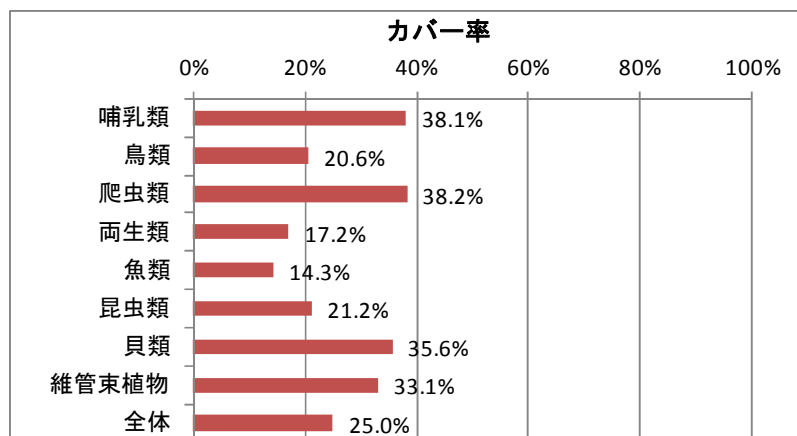


図 1 絶滅危惧種（全減少要因）の分布域の保護地域カバー率

表2 開発を減少要因とする絶滅危惧種の分布と保護地域

分類群	絶滅危惧種数	分布データがある種数	保護地域(開発規制) ^{注3} 内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{注1}		カバー率	延べ分布メッシュ数 ^{注1}	
				全体	保護地域内 ^{注2}		保護地域(開発規制)内 ^{注3}	カバー率
哺乳類	31	20	16	254.0	92.3	36.3%	81.0	31.9%
鳥類	61	44	40	7,111.0	1,503.0	21.1%	1,397.8	19.7%
爬虫類	24	21	15	522.0	205.5	39.4%	200.2	38.3%
両生類	21	20	20	1,651.0	283.2	17.2%	267.5	16.2%
魚類	135	104	85	6,882.0	935.8	13.6%	888.8	12.9%
昆虫類	131	75	68	10,108.0	2,025.2	20.0%	1,995.3	19.7%
貝類	239	216	180	4,000.0	1,474.3	36.9%	1,450.2	36.3%
維管束植物	811	432	361	9,687.0	2,087.1	21.5%	2,064.7	21.3%
全体	1,453	932	785	40,215.0	8,606.5	21.4%	8,345.6	20.8%

出典：自然環境保全基礎調査種の多様性調査／動植物分布調査（環境省）等より作成

注1 延べ分布メッシュ数：種ごとの分布メッシュ数を足した数 <例>A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ。なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。

注2 ここでいう保護地域は、国立・国定公園、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区。

注3 ここでいう保護地域（開発規制）は該当地域の開発を行う際に許可制・届出制等の規制を行っている地種区分。具体的には国立・国定公園、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区、生息地等保護区。

表3 開発を減少要因とする絶滅危惧種の分布と各種保護地域（開発規制）

分類群	自然公園内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{注1}		カバー率	自然環境保全地域内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{注1}		カバー率
		全体	自然公園内			全体	自然環境保全地域内	
哺乳類	16	254.0	74.0	29.1%	0	254.0	0.0	-
鳥類	39	7,111.0	1,249.5	17.6%	5	7,111.0	2.8	0.0%
爬虫類	14	522.0	187.4	35.9%	0	522.0	0.0	-
両生類	20	1,651.0	253.8	15.4%	1	1,651.0	0.1	0.0%
魚類	84	6,882.0	798.7	11.6%	1	6,882.0	2.0	0.0%
昆虫類	68	10,108.0	1,963.9	19.4%	1	10,108.0	0.1	0.0%
貝類	176	4,000.0	1,419.2	35.5%	5	4,000.0	5.0	0.1%
維管束植物	358	9,687.0	2,040.9	21.1%	48	9,687.0	44.3	0.5%
全体	775	40,215.0	7,987.5	19.9%	61	40,215.0	54.3	0.1%

分類群	鳥獣保護区特別保護地区内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{注1}		カバー率	生息地等保護区内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{注1}		カバー率
		全体	鳥獣保護区特別保護地区内			全体	生息地等保護区内	
哺乳類	11	254.0	12.7	5.0%	3	254.0	2.0	0.8%
鳥類	37	7,111.0	223.8	3.1%	2	7,111.0	2.0	0.0%
爬虫類	9	522.0	18.1	3.5%	5	522.0	10.3	2.0%
両生類	12	1,651.0	39.1	2.4%	1	1,651.0	1.0	0.1%
魚類	22	6,882.0	111.2	1.6%	3	6,882.0	5.0	0.1%
昆虫類	33	10,108.0	45.2	0.4%	7	10,108.0	11.1	0.1%
貝類	51	4,000.0	119.2	3.0%	5	4,000.0	19.0	0.5%
維管束植物	158	9,687.0	79.0	0.8%	20	9,687.0	0.9	0.0%
全体	333	40,215.0	648.3	1.6%	46	40,215.0	51.3	0.1%

出典：自然環境保全基礎調査種の多様性調査／動植物分布調査（環境省）等より作成

注1 延べ分布メッシュ数：種ごとの分布メッシュ数を足した数 <例>A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ。なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。

表 4 過剰利用等を減少要因とする絶滅危惧種の分布と保護地域

分類群	絶滅危惧種数	分布データがある種数	保護地域内(利用規制) ^{注3} に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{注1}		カバー率	延べ分布メッシュ数 ^{注1}	
				全体	保護地域内 ^{注2}		保護地域(利用規制) ^{注3}	カバー率
哺乳類	1	1	1	11.0	9.5	86.5%	9.5	86.5%
鳥類	12	12	11	1,423.0	300.4	21.1%	285.3	20.0%
爬虫類	1	1	1	139.0	64.8	46.6%	64.8	46.6%
両生類	2	2	2	96.0	38.7	40.3%	36.6	38.1%
魚類	0	0	0	0.0	0.0	-	0.0	-
昆虫類	6	3	3	32.0	31.5	98.3%	31.5	98.3%
貝類	8	6	3	50.0	11.4	22.7%	11.4	22.7%
維管束植物	158	61	54	492.0	247.0	50.2%	245.4	49.9%
全体	188	86	75	2,243.0	703.3	31.4%	684.4	30.5%

出典：自然環境保全基礎調査種の多様性調査／動植物分布調査（環境省）等より作成

注 1 延べ分布メッシュ数：種ごとの分布メッシュ数を足した数 <例>A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ。なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。

注 2 ここでいう保護地域は、国立・国定公園、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区。

注 3 ここでいう保護地域（利用規制）は、区域内で利用行為の規制を行いうる地種区分。具体的には国立・国定公園、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区、生息地等保護区

表 5 過剰利用等を減少要因とする絶滅危惧種の分布と各種保護地域（利用規制）

分類群	自然公園内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^(注1)		カバー率	自然環境保全地域内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^(注1)		カバー率
		全体	自然公園内			全体	自然環境保全地域内	
哺乳類	1	11.0	4.5	41.1%	1	11.0	5.0	45.5%
鳥類	11	1,423.0	256.4	18.0%	1	1,423.0	0.1	0.0%
爬虫類	1	139.0	63.8	45.9%	0	139.0	0.0	-
両生類	2	96.0	34.5	36.0%	0	96.0	0.0	-
魚類	0	0.0	0.0	-	0	0.0	0.0	-
昆虫類	3	32.0	31.5	98.3%	0	32.0	0.0	-
貝類	3	50.0	11.4	22.7%	0	50.0	0.0	-
維管束植物	53	492.0	243.8	49.6%	16	492.0	5.2	1.1%
全体	74	2,243.0	645.9	28.8%	18	2,243.0	10.4	0.5%

分類群	国指定鳥獣保護区特別保護地区内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^(注1)		カバー率	生息地等保護区内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^(注1)		カバー率
		全体	国指定鳥獣保護区特別保護地区			全体	生息地等保護区内	
哺乳類	1	11.0	0.0	0.2%	0	11.0	0.0	-
鳥類	9	1,423.0	52.7	3.7%	0	1,423.0	0.0	-
爬虫類	1	139.0	1.0	0.7%	0	139.0	0.0	-
両生類	2	96.0	5.4	5.6%	0	96.0	0.0	-
魚類	0	0.0	0.0	-	0	0.0	0.0	-
昆虫類	1	32.0	11.1	34.5%	1	32.0	1.0	3.2%
貝類	1	50.0	3.0	6.0%	0	50.0	0.0	-
維管束植物	19	492.0	11.8	2.4%	12	492.0	0.4	0.1%
全体	34	2,243.0	84.9	3.8%	13	2,243.0	1.4	0.1%

出典：自然環境保全基礎調査種の多様性調査／動植物分布調査（環境省）等より作成

注 1 延べ分布メッシュ数：種ごとの分布メッシュ数を足した数 <例>A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ。なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。

表 6 管理放棄を減少要因とする絶滅危惧種の分布と保護地域

分類群	絶滅危惧種数	分布データがある種数	保護地域内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^(注1)		カバー率
				全体	保護地域内 ^(注2)	
哺乳類	0	0	0	0.0	0.0	-
鳥類	1	1	1	41.0	14.5	35.3%
爬虫類	1	1	1	30.0	8.1	26.9%
両生類	2	2	2	597.0	60.1	10.1%
魚類	8	6	5	491.0	79.6	16.2%
昆虫類	30	26	26	7,227.0	1,412.2	19.5%
貝類	1	1	1	27.0	5.0	18.5%
維管束植物	51	24	20	1,080.0	142.8	13.2%
全体	94	61	56	9,493.0	1,722.2	18.1%

出典：自然環境保全基礎調査種の多様性調査／動植物分布調査（環境省）等より作成

注 1 延べ分布メッシュ数：種ごとの分布メッシュ数を足した数 <例>A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ。なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。

注 2 ここでいう保護地域は、国立・国定公園、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区。

表 7 遷移進行を減少要因とする絶滅危惧種の分布と保護地域

分類群	絶滅危惧種数	分布データがある種数	保護地域内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^(注1)		カバー率
				全体	保護地域内 ^(注2)	
哺乳類	1	1	0	1.0	0.0	0.0%
鳥類	3	3	3	720.0	119.4	16.6%
爬虫類	2	0	0	0.0	0.0	-
両生類	0	0	0	0.0	0.0	-
魚類	2	1	1	4.0	3.0	75.0%
昆虫類	13	12	12	1,699.0	347.9	20.5%
貝類	8	8	6	93.0	84.1	90.4%
維管束植物	418	199	184	4,706.0	978.9	20.8%
全体	447	224	206	7,223.0	1,533.3	21.2%

出典：自然環境保全基礎調査種の多様性調査／動植物分布調査（環境省）等より作成

注 1 延べ分布メッシュ数：種ごとの分布メッシュ数を足した数 <例>A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ。なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。

注 2 ここでいう保護地域は、国立・国定公園、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区。

表 8 捕獲・採集を減少要因とする絶滅危惧種の分布と保護地域

分類群	絶滅危惧種数	分布データがある種数	保護地域(捕獲規制) ^{注3} 内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{注1}		カバー率	延べ分布メッシュ数 ^{注1}	
				全体	保護地域内 ^{注2}		保護地域(捕獲規制)内 ^{注3}	カバー率
哺乳類	4	1	1	8.0	6.0	75.0%	1.0	12.5%
鳥類	15	10	5	940.0	155.4	16.5%	7.2	0.8%
爬虫類	14	13	8	449.0	179.6	40.0%	30.8	6.9%
両生類	10	9	6	1,086.0	173.2	16.0%	18.6	1.7%
魚類	37	35	18	1,689.0	298.1	17.7%	44.7	2.6%
昆虫類	48	35	24	4,345.0	982.2	22.6%	122.5	2.8%
貝類	54	47	22	1,073.0	431.4	40.2%	63.3	5.9%
維管束植物	380	119	71	1,740.0	840.0	48.3%	347.2	20.0%
全体	562	269	155	11,330.0	3,066.0	27.1%	635.3	5.6%

出典：自然環境保全基礎調査種の多様性調査／動植物分布調査（環境省）等より作成

注 1 延べ分布メッシュ数：種ごとの分布メッシュ数を足した数 <例>A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ。なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。

注 2 ここでいう保護地域は、国立・国定公園、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区。

注 3 ここでいう保護地域（捕獲規制）は、区域内で全動植物について捕獲・採取を許可制にする等の規制を行っている地種区分。具体的には国立・国定公園の特別保護地区、原生自然環境保全地域。

表 9 捕獲・採集を減少要因とする絶滅危惧種の分布と各種保護地域（捕獲規制）

分類群	国立・国定公園特別保護地区内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{注1}		カバー率
		全体	国立・国定公園特別保護地区	
哺乳類	1	8.0	1.0	12.5%
鳥類	5	940.0	7.2	0.8%
爬虫類	8	449.0	30.8	6.9%
両生類	6	1,086.0	18.6	1.7%
魚類	18	1,689.0	43.7	2.6%
昆虫類	24	4,345.0	122.5	2.8%
貝類	22	1,073.0	63.3	5.9%
維管束植物	71	1,740.0	315.9	18.2%
全体	155	11,330.0	603.1	5.3%

分類群	保護地域内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{*1}		カバー率
		全体	原生自然環境保全地域	
哺乳類	0	8.0	0.0	-
鳥類	0	940.0	0.0	-
爬虫類	0	449.0	0.0	-
両生類	0	1,086.0	0.0	-
魚類	1	1,689.0	2.0	0.1%
昆虫類	0	4,345.0	0.0	-
貝類	0	1,073.0	0.0	-
維管束植物	18	1,740.0	33.3	1.9%
全体	19	11,330.0	35.3	0.3%

出典：自然環境保全基礎調査種の多様性調査／動植物分布調査（環境省）等より作成

注 1 延べ分布メッシュ数：種ごとの分布メッシュ数を足した数 <例>A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ。なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。

表 10 産地局限を減少要因とする絶滅危惧種の分布と保護地域

分類群	絶滅危惧種数	分布データがある種数	保護地域内に分布データがある種数	延べ分布メッシュ数 ^{注1}		カバー率
				全体	保護地域内 ^{注2}	
哺乳類	0	0	0	0	0.0	-
鳥類	8	1	1	12	10.0	83.3%
爬虫類	3	0	0	0	0.0	-
両生類	0	0	0	0	0.0	-
魚類	44	26	17	350	49.1	14.0%
昆虫類	4	3	3	14	11.6	82.9%
貝類	84	68	55	622	346.0	55.6%
維管束植物	215	81	65	640	362.5	56.6%
全体	358	179	141	1,638	779.3	47.6%

出典：自然環境保全基礎調査種の多様性調査／動植物分布調査（環境省）等より作成

注 1 延べ分布メッシュ数：種ごとの分布メッシュ数を足した数 <例>A種が2メッシュ、B種が3メッシュの場合は5メッシュ。なお、種内の同一メッシュの重複は削除している。

注 2 ここでいう保護地域は、国立・国定公園、原生自然環境保全地域・自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区。

参考資料 3-2 絶滅危惧種の法指定状況

絶滅危惧種 (3,155 種) のうち、国レベルの地域を定めない捕獲規制、同じく地域を限定した捕獲規制及び都道府県の希少種保護条例によって指定され、捕獲規制の対象となっている種数を整理した (下表)。

表 絶滅危惧種の法指定状況

分類群	レッドリストランク	右記の法令による指定種	区域を定めない捕獲規制						一定の区域を定めた捕獲規制				都道府県の希少種保護条例の指定種			
			小計	国内希少野生動植物種	狩猟鳥獣以外の鳥獣	天然記念物(地域を定めず)	小計	国立・国定公園の特別地域の指定種	国立・国定公園の海域公園地区の指定種	自然環境保全地域の特別地区等の指定種						
哺乳類	CR		14		4	14	9									
	EN	40	20	40	5	1	40	20	13	4	0				3	2
	VU		6				6									1
鳥類	CR		21		15	21	6									
	EN	92	32	92	35	11	92	32	25	7	0				13	7
	VU		39		9	39	12									6
爬虫類	CR		1		1											
	EN	8	3	4	1			3			3	3	2		2	2
	VU		4					3				1				
両生類	CR		1		1											1
	EN	10	4	2	1			1			0				10	4
	VU		5					1								5
魚類	CR		16		4			3					4			11
	EN	38	12	5	4			4	1	14		14	3		22	8
	VU		10										7			3
昆虫類	CR+EN	46	33	18	15	15		8	5	6	6	5			30	19
	VU		13					3				1				11
貝類	CR+EN	22	13	0						0					22	13
	VU		9													9
その他無脊椎	CR+EN	4	1	0						0					4	1
	VU		3													3
維管束植物	CR		211		18							183			6	51
	EN	919	301	23	23	3				844	841	272		43	15	198
	VU		407		2							386			22	73
蘚苔類	CR+EN	0	0	0						0						
	VU		0													
藻類	CR+EN	3	2	0						3	1	1	2	1		
	VU		1											1		
地衣類	CR+EN	0	0	0						0						
	VU		0													
菌類	CR+EN	0	0	0						0						
	VU		0													
合計		1182		184	84		132	54		870	851		16	43		304

出典：環境省資料、都道府県資料より作成

注 1 動物は、レッドリストでは基本的に種・亜種で選定されている。各法令による指定種名およびその範囲が、レッドリストと齟齬がある場合、レッドリストの名称に合わせ、適宜読み替えて数えた。したがって、各法律における種数とは一致しない。

例：天然記念物指定のカワウソウには、ニホンカワウソウ (北海道亜種) (CR)、ニホンカワウソウ (本州以南亜種) (CR) の 2 亜種が含まれる。トゲネズミにはオキナワトゲネズミ (CR)、アマミトゲネズミ (EN)、トクノシマトゲネズミ (EN) の 3 種が含まれる。

注 2 植物は、レッドリストでは基本的に種・亜種・変種で選定されている。各法令で指定された当時とレッドリストの分類が異なる種類が多いため、いくつかの植物目録等を参考にして可能な範囲で対応をとった。また、各法令で指定された品種のうち、レッドリストに品種で掲載されている場合にはその品種のランクを、掲載されていない場合にはその品種が含まれる種 (または亜種、変種) のランクを採用して数えた。

注 3 表中の「自然環境保全地域の特別地区等」は、特別地区 (野生動植物保護地区) と海域特別地区をいう。

注 4 全ての動植物の捕獲等が規制されている区域 (国立・国定公園特別保護地区、原生自然環境保全地域、生息地等保護区の管理地区内で特に指定された区域、鳥獣保護区特別保護地区内で特に指定された区域) では上記以外の種も捕獲が規制される。

参考資料4 絶滅危惧種の保全に係る各種法令

法令の目的と構成を確認した上で、絶滅危惧種の保全に関連の深い法令については個票を作成し、法令に含まれる絶滅危惧種の保全と関連する主な制度について整理した。また、その他、間接的にも関連する可能性がある各種法令を列挙した。

■基本政策

- ・生物多様性基本法
- ・環境基本法

■種の保護、保全

- ・種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）
- ・鳥獣保護法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）

■生態系・自然景観等の保護・保全

- ・自然環境保全法
- ・自然公園法

■その他生物多様性・自然環境の保全等

- ・自然再生推進法
- ・外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）
- ・カルタヘナ法（遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性に確保に関する法律）
- ・生物多様性地域連携促進法（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律）
- ・環境影響評価法

■参考

<生活環境の保全、文化財の保護等>

- ・文化財保護法
- ・都市計画法
- ・景観法
- ・都市緑地法
- ・首都圏近郊緑地保全法
- ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- ・古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- ・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律
- ・水質汚濁防止法
- ・湖沼水質保全特別措置法
- ・海洋汚染防止法（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）

- ・化学物質審査規制法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）
- ・農薬取締法

<生物資源の持続可能な利用等>

- ・森林・林業基本法
- ・森林法
- ・国有林野の管理経営に関する法律
- ・食料・農業・農村基本法
- ・農地法
- ・土地改良法
- ・農業振興地域の整備に関する法律
- ・有機農業の推進に関する法律
- ・鳥獣による農林水産業等の被害の防止のための特別措置に関する法律
- ・水産基本法
- ・漁業法
- ・水産資源保護法

<公物管理等>

- ・河川法
- ・砂防法
- ・海岸法
- ・港湾法
- ・都市公園法

<国土・海洋等>

- ・国土利用計画法
- ・国土形成計画法
- ・海洋基本法

<その他環境関連法>

- ・環境教育等促進法（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）
- ・エコソールリズム推進法
- ・動物愛護管理法（動物の愛護及び管理に関する法律）

（注）個票中で規制される行為を以下のようにまとめて示したことがある

- ・捕獲等：動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷など
- ・開発行為：工作物の新增改築、鉱物の掘採・土石の採取、土地の形状の変更、埋立・干拓など
- ・排出行為：汚水や廃水の排出、植物を植栽すること、動物を放つことなど
- ・利用行為：立入、車馬・動力船の使用、動植物の観察、火入れなど

■基本政策

◇生物多様性基本法（平成20年6月6日法律第58号）

法律の目的	<p>○直接の目的 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進(法1条)</p> <p>○高次の目的 豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与する(法1条)</p>
法律の構成	<p>○前文</p> <p>○目的(法1条)、基本原則(法3条)、各主体の責務(法4条～7条)</p> <p>○生物多様性戦略(法11条～13条)</p> <p>○国の施策(法14条～26条)</p> <p>○地方公共団体の施策(法27条)</p>
絶滅危惧種の保全と関連する主な制度	<p>本法は、生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とし、生物多様性分野の基本法として個別法を束ね施策の実施の方向を示すもの。</p> <p>国の施策として、地域の生物多様性の保全(法14条)、野生生物の種の多様性の保全(法15条)を定めている。法15条は、国は、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとしている。</p> <p>また、地方公共団体は、国の施策に準じた施策や、当該地方公共団体の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるものとしている(法27条)。</p>

注1 本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令等について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

◇環境基本法 （平成5年11月1日法律第91号）	<p>環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律。</p>
-----------------------------	---

■種の保護・保全

◇種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、平成4年6月5日法律第75号）

法律の目的	○直接の目的 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全する(法1条)					
	○高次の目的 現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する(法1条)					
法律の構成	○目的(法1条) ○希少野生動植物種等の定義(法4条)、希少野生動植物種保存基本方針(法6条) ○個体等の捕獲等、個体等の譲渡し等の規制など(法7条～33条の15) ○生息地等保護区など(法34条～44条) ○保護増殖事業(法45条～48条)					
絶滅危惧種の保全と関連する主な制度	本法は、直接的に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を目的としている。そのもとに絶滅のおそれのある種を「国内希少野生動植物種」として指定し、それを対象として、捕獲・流通の規制、生息地・生育地の改変等を保護地域によって規制する生息地等保護区制度、より積極的に個体数の増加等を目指す保護増殖事業制度を定めている。					
		制度趣旨	対象	規制等	備考	
個体の保護	○個体等の捕獲等の禁止(法9条)	個体数を確実に減少させ、直接的な圧迫要因となる捕獲等を禁止する	国内希少野生動植物種と緊急指定種の生きている個体	捕獲、採取、殺傷、損傷の禁止	・学術研究等の目的の場合には許可制(環境大臣、法10条) ・措置命令(法11条)	
	○譲渡し等の禁止(法12条)	特に捕獲等が許され人の管理下にある個体等の移動状況把握と適切な取扱等。	国内希少野生動植物種、国際希少野生動植物種、緊急指定種の個体等(注2)	譲渡し、譲受け、引渡し、引取りの原則禁止	・学術研究等の目的の場合には許可制(環境大臣、法13条) ・措置命令(法14条)	
	○輸出入の禁止(法15条)	個体等の無制限な海外流出の防止等	国内希少野生動植物種の個体等(注2)	輸出入の原則禁止	・措置命令(法16条)	
生息地の保護	○生息地等保護区(法36条)	国内希少野生動植物種の生息地における個体群の安定した存続を保証する	国内希少野生動植物種の生息地(注3)	—		
	個体の保護	○管理地区(法37条)	営巣地など種の個体の生息にとって特に重要な区域を保護する	国内希少野生動植物種の保存のため特に必要がある区域	広範な開発・排出・利用行為、指定種の捕獲等の許可制(環境大臣)	・排出・利用・捕獲等の一部の規制は指定区域内のみ
		○立入制限地区(法38条)	指定種の生息環境を維持する上で人の立入りを制限することが不可欠な区域を保護する	国内希少野生動植物種の個体の生息のため特に保護を図る必要がある場所(注4)	定められた期間内の立入の禁止	
		○監視地区(法39条)	(管理地区以外の区域の保護)	管理地区以外の場所	開発行為の届出制(環境大臣)	
保護増殖等	○保護増殖事業(法45条、46条)	圧迫要因の軽減だけでなく、個体の繁殖の促進、生息地の整備等が必要な場合に、事業を推進	国内希少野生動植物種	保護増殖事業計画の策定(環境大臣等)と事業実施(国)	・地方公共団体の事業の確認制度、国と地方公共団体以外の者の事業の認定制度(法46条)	

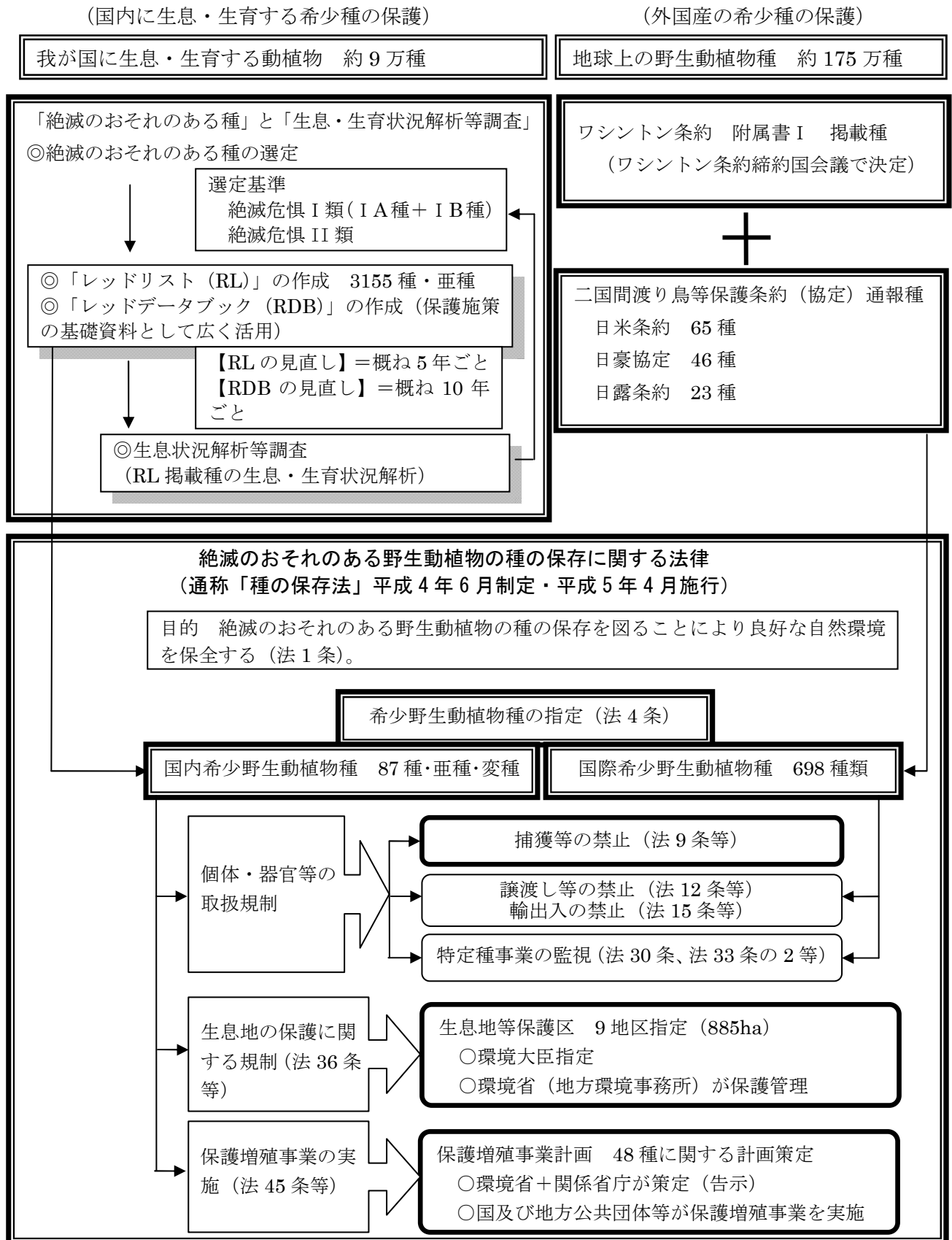
注2 特定国内希少野生動植物種以外のもの。

注3 生息地と一体的に保護を図る必要がある区域も対象となる。

注4 管理地区の区域内に指定される。

注5 本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令等について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

<種の保存法等の概要 (数値は平成 23 年 10 月現在) >



◇鳥獣保護法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、平成14年7月12日法律第88号）

法律の目的	○直接の目的 鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図る(法1条)				
	○高次の目的 生物多様性の確保等を通じて自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資する(法1条)				
法律の構成	○目的(法1条) ○基本指針(法3条)、鳥獣保護事業計画(法4条) ○鳥獣の捕獲等の規制(法8条～)、飼養・販売等の規制(法19条～)、鳥獣保護区(法28条～) ○狩猟の適正化(法35条～)				
絶滅危惧種の保全と関連する主な制度	本法は、生物多様性の確保等の観点から(絶滅のおそれのある種等に限らず)哺乳類・鳥類の種等を保護することを目的としている。そのもとに、これらを対象として、捕獲・流通などの規制、生息地の改変等を保護地域によって規制する鳥獣保護区制度等を定めている。これらの制度が、絶滅のおそれのある哺乳類・鳥類を対象とし、その捕獲等やその生息地の消失・劣化を制限している場合には関連する。				
個体の保護	○鳥獣の捕獲等の禁止(法8条)	鳥獣の保護に影響のある捕獲等の行為を禁止する	鳥獣及び鳥獣の卵	鳥獣の捕獲・殺傷、鳥獣の卵の採取・損傷の原則禁止	・学術研究等の目的の場合には許可制(法9条)。希少鳥獣の場合には許可権者は環境大臣に限られる ・措置命令等(法10条) ・狩猟鳥獣の捕獲等は一定区域・期間内は許可不要(法11条)
	○違法捕獲鳥獣の譲渡し等の禁止(法27条)	捕獲規制の実効性を担保するため違法に捕獲された鳥獣の流通過程も規制する。	違法に捕獲等又は輸入された鳥獣(加工品等を含む)と鳥類の卵	飼養、譲渡し、譲受け、販売、加工、保管のための引渡し・引受けの禁止	
生息地の保護	○鳥獣保護区(法28条)	鳥獣の保護の実現のためには捕獲禁止等のみならず、積極的に、直接鳥獣の保護を図る必要	鳥獣の保護のため重要と認める区域	鳥獣の捕獲等の禁止(狩猟鳥獣であっても捕獲等が禁止される)	・環境大臣は国際的、全国的見地、都道府県知事は地域の鳥獣の保護の見地から指定 ・希少鳥獣生息地の保護区を含む6つの指定区分がある。
	○特別保護地区(法29条)	捕獲等の規制に加え、鳥獣や生息地の保護を図るため開発行為の制限が必要な場合がある	鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域	一定の開発行為の許可制(環境大臣、知事)	
	○特別保護指定区域(令2条)		人の立入等により鳥獣の生息、繁殖等に影響がある場所	広範な開発・利用行為、動植物の捕獲等の許可制(環境大臣、知事)	・原則として集団繁殖地、希少鳥獣生息地の特別保護地区の区域内に指定
保護増殖等	○鳥獣保護区における保全事業(法28条の2)	鳥獣保護区の機能の維持、向上(注6)	鳥獣保護区の区域内	保全事業の実施(国または都道府県)	・鳥獣の繁殖・採餌施設、水質改善施設、動物侵入防止施設などの設置、動物の捕獲等を内容とする事業

注6 周辺地域からの土砂や汚濁物質の流入、シカ等の植生被害等により鳥獣の生息に影響が及び、捕獲や開発行為の規制だけでは指定目的の達成が困難な場合。

注7 本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令等について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

■生態系・自然景観等の保護・保全

◇自然環境保全法(昭和47年6月22日法律第85号)

法律の目的		○直接の目的等 自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進する(法1条)				
		○高次の目的等 広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにする(法1条)				
法律の構成		○目的(法1条) ○自然環境保全基礎調査(法4条)、自然環境保全基本方針(法12条) ○原生自然環境保全地域(法14条～) ○自然環境保全地域(法22条～) ○生態系維持回復事業(法30条の2～) ○都道府県自然環境保全地域(法45条～)				
絶滅危惧種の保全と関連する主な制度		本法は、生物多様性の確保などの観点から、(個別の種等ではなく)すぐれた自然環境の全体を保全することを目的としている。そのもとに、こうした自然環境の改変等を規制する保護地域制度を定めている(原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県指定自然環境保全地域)。これらの保護地域制度が絶滅危惧種の生息地につき改変や排出を規制している、または区域内で絶滅危惧種の捕獲等を制限しているなどの場合には関連する。				
		制度	制度趣旨	対象	規制	備考
生息地の保護	個体の保護	○原生自然環境保全地域(法14条等)	人間の手の加わらない原生の自然地域の保護を図る	原生の状態を維持している土地の区域	広範な開発・排出・利用行為、動植物の捕獲等の原則禁止	・さらに指定された区域内では人の立入も制限される(法18条)
		○自然環境保全地域(法22条等)	原生的な自然環境のほか、すぐれた自然の保全を図る	上述以外で優れた状態を維持している自然環境	—	
	個体の保護	○特別地区(法25条)	生態系構成上重要な地域等、特に保全を図るべき地域の保全	生態系を保全するために必要不可欠な核となるもの	広範な開発・排出・利用行為の許可制	・自然環境保全地域内の陸域に指定される
		○野生動物植物保護地区(法26条)	稀有なものや固有な動植物等特別地区内の特定の野生動物植物の保護	対象の野生動物植物の生息地	対象の野生動物植物の捕獲等の原則禁止	・特別地区の区域内に野生動物植物の種類ごとに指定される
		○海域特別地区(法27条)	稀有な生物を含む生態系を有する等、特に保全を図るべき海域の保護	(特別地区と同様)	広範な開発・利用行為、指定種の捕獲等の許可制	・自然環境保全地域内の海域に指定される
		○普通地区(法28条)	(特別地区、海域特別地区の緩衝地帯等)	(特別地区、海域特別地区以外の場所)	一定の開発行為の届出制	・措置命令制度(同2項)
保護増殖等	○生態系維持回復事業(法30条の2)	自然環境保全地域の生態系の維持・回復	—	生態系維持回復事業計画の策定(環境大臣等)、事業実施(国)	・地方公共団体の事業の確認制度(同2項)、国と地方公共団体以外の者の事業の認定制度(同3項)	
	○都道府県自然環境保全地域(法45条)	自然環境保全地域に準ずる質のすぐれた自然環境の保全	自然環境が自然環境保全地域に準ずる土地の区域	(自然環境保全地域を超えない範囲で条例により規制)	・海域特別地区は指定できない	

注8 本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令等について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

◇自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）

法律の目的		○直接の目的 優れた自然の風景地の保護と、その利用の増進を図ることにより(法1条) ○高次の目的 国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する(法1条)				
法律の構成		○目的(法1条) ○国立・国定公園の指定(法5条等)、公園計画及び公園事業(法7条等) ○国立・国定公園の保護と利用(特別地域(法20条)、特別保護地区(法21条～)、海域公園地区(法22条)、利用調整地区(法23条～)、普通地域(法33条～)) ○国立・国定公園の生態系維持回復事業計画(法38条～) ○国立・国定公園の風景地保護協定(法43条～)、公園管理団体制度(法49条～) ○都道府県立自然公園(法72条～)				
絶滅危惧種の保全と関連する主な制度		本法は、生物多様性の確保に寄与する観点から、(個別の種等ではなく)すぐれた自然の風景地の全体を保全することを目的としている。そのもとに、こうした自然の風景地の改変等を規制する自然公園制度(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)を定めている。絶滅危惧種の生息地にこれらの自然公園区域が指定されていれば関連する。				
生息地の保護	個体の保護	○国立・国定公園(法5条等)	わが国の風景を代表する、またはそれに準ずる傑出した自然の風景の保護・利用	わが国の風景を代表する、またはそれに準ずる傑出した自然の風景地	—	・国立公園は環境大臣が指定、国定公園は都道府県の申出により環境大臣が指定
		○特別地域(法20条)	当該公園の風致(注9)の維持	優れた風致を有する地域	広範な開発・排出・利用行為、指定種の捕獲等の許可制	・環境大臣は地域内に排出規制湖沼、立入制限地区、乗入規制地区の指定も可能(同条3項6号、16号、17号)
		○特別保護地区(法21条)	当該公園の景観(注10)の維持	特別地域内で特に嚴重に景観の維持を図る必要のある地区	広範な開発・排出・利用行為、動植物の捕獲等の原則禁止	・選定条件に「植物の自生地または野生動物の生息もしくは繁殖地として重要な地域」を含む
		○海域公園地区(法22条)	当該公園の海域の景観の維持	海域景観の保護及び利用を図る地区	広範な開発・利用行為	
		○捕獲等規制区域(同3項2号)			指定種の捕獲等の許可制	
		○利用調整地区(法23条)	公園利用による自然環境への影響の低減	原生的自然環境で植生の荒廃等がある等の地域		・特別地域内または海域公園地区内に指定
		○普通地域(法33条)	(特別地域、海域公園地区の緩衝地帯等)	(特別地域、海域公園地区以外の場所)	一定の開発行為の届出制	・措置命令制度(同2項)
	保護増殖等	○生態系維持回復事業(法38条等)	公園内の風景地の保護のための生態系の維持・回復	—	生態系維持回復事業計画の策定(環境大臣、知事)、事業実施(国、県)	・国は国立公園、県は国定公園で事業実施 ・確認・認定制度
		○公園事業(法9条等)	保護利用のための施設整備	—	施設整備の事業を国や県が執行	・植生復元や動物繁殖の施設を含む
		○都道府県立自然公園(法72条)	都道府県を代表する自然の風景の保護・利用	都道府県を代表する自然の風景地	(国立公園を超えない範囲で条例により規制)	・海域公園地区は指定できない

注9 「風致」は、必ずしも一義的ではないが、「人の五感に対して美的感興を与える自然物ないし自然現象及びこれらを含む自然環境ないしこれらがかもし出す美的雰囲気」とされる(環境庁編1977)。

注10 「景観」とは「植物、動物、地質、鉱物等の自然物もしくはこれらに基づく自然現象又は史跡・遺跡等の分化景観によって構成される特異な風致」とされる(環境庁編1977)。

注11 本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令等について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

■その他生物多様性・自然環境の保全等

<p>◇自然再生推進法（平成14年12月11日法律第148号）</p>	<p>自然再生についての基本理念、実施者等の責務及び自然再生基本方針の策定その他の自然再生を推進するために必要な事項を定めることにより、自然再生に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律（法1条）。 絶滅危惧種の生息地が自然再生事業の対象となりうる。</p>
<p>◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法、平成16年6月2日法律第78号）</p>	<p>特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の輸入や取扱いを規制し、防除等を行うことを定めた法律（法1条）。 本法で規制されている特定外来生物が、絶滅危惧種を圧迫する要因となっている場合がある。</p>
<p>◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法、平成15年6月18日法律第97号）</p>	<p>カルタヘナ議定書を国内で実施するために、使用形態に応じた遺伝子組換え生物等の使用等の規制、輸出入に関する手続等について定めた法律（法1条）。</p>
<p>◇生物多様性地域連携促進法（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律、平成22年12月10日法律第72号）</p>	<p>地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律（法1条）。 地域連携保全活動として、絶滅危惧種の保護やその生息地等の保全が行われる場合がある。</p>
<p>◇環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号）</p>	<p>規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を事業の内容に関する決定に反映させることにより、適正な環境配慮を行うことを目的とした法律（法1条）。 事業者は、事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより環境影響評価の項目や手法を選定することとされており（法11条）、生物多様性の確保や自然環境の体系的保全の観点から「重要な種及び注目すべき生息地」、「重要な群落」や「地域を特徴づける生態系」などが評価項目とされている事業種がある。</p>

■別添 生活環境の保全、文化財の保護等

◇文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

法律の目的		○直接の目的 文化財を保存し、かつ、その活用を図る(法 1 条)				
		○高次の目的 国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する(法 1 条)				
法律の構成		○目的(法 1 条)、文化財の定義(法 2 条) ○有形文化財(法 27 条～)、無形文化財(法 71 条～)、民俗文化財(法 78 条～)、埋蔵文化財(法 92 条～)、史跡名勝天然記念物(法 109 条～)、重要文化的景観(法 134 条～)、伝統的建造物群保存地区(法 142 条～)				
絶滅危惧種の保全に係る検討の参考となる主な制度		本法は文化財の保存と活用を目的とし、天然記念物制度は文化財のうち天然記念物(わが国にとって学術上価値の高い動植物やその生息地など、注 12)の保存と活用を目的としている。そのもとに、天然記念物の指定、その現状変更等の制限、その管理・復旧等について定めている。 絶滅危惧種やその生息地が天然記念物に指定されている場合がある。				
			制度趣旨	対象	規制等	備考
個体の保護	生息地の保護	○現状変更等の制限(法 125 条)	(天然記念物の保存)	天然記念物(注 13)	現状の変更または保存に影響を及ぼす行為(注 14)の許可制(文化庁長官)	・原状回復命令制度(同 7 項) ・地域を定めず指定された天然記念物については、個体を捕獲したり、結果的に死に至らしめたりする行為が現状変更または保存に影響を及ぼす行為に該当する。他方、地域指定の天然記念物については生息環境の現状を改変する行為が該当する(文化庁 2001)。
	保護増殖等	○管理・復旧(法 113 条)	(天然記念物の保存)	天然記念物(注 13)	管理復旧は所有者が行う。所有者がない等の場合には管理団体(指定された地方公共団体等)が行う。	・管理復旧に関する命令・勧告制度(法 121 条、法 122 条) ・天然記念物の再生事業等が、本規定に基づくなどして、地方公共団体を主体に実施されている。

注 12 天然記念物は文化財(法 2 条)の一類型として指定される。「学術上価値の高い」とは学術的知見に基づいてみた場合の規模の大小、質の優劣、類例の多寡、稀少性等と学術研究上の必要性等とを総合的に勘案しての重要性を指すものとされている(和田 1979)。

注 13 地域を定めず動植物を指定する場合にはその個体、動植物の生息地を指定する場合にはその生息地、天然保護区域の場合にはその区域が対象である。

注 14 現状の変更とは、天然記念物に関し、その現状に物理的的行為の変更を加える行為をいい、保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが天然記念物の保護の見地からみて将来にわたり支障をきたす行為をいう(文化庁 2001)。

注 15 本資料は、絶滅危惧種の保全に関する各種法令等について条文や各種資料等を要約して作成したもので、必ずしも厳密ではない。詳細については各法令を参照のこと。

■別添（つづき）

へ生活環境の保全、文化財の保護等（つづき）	◇都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として、土地利用や都市施設の整備等の都市計画の内容やその決定手続き等について定めた法律。土地利用に関する事項の一つとして風致地区内における建築等の規制について定めている。
	◇景観法（平成16年6月18日法律第110号）	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律。
	◇都市緑地法（昭和48年9月1日法律第72号）	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び緑化地域の都市計画上の位置づけ、緑地保全地域及び特別緑地保全地区内での行為規制、特別緑地保全地区に係る土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務等について定め、都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。
	◇首都圏近郊緑地保全法（昭和41年6月30日法律第101号）	首都圏整備法（1956）により指定された近郊整備地帯における良好な自然の環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もって首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とした法律。
	◇近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年7月31日法律第103号）	近畿圏整備法（1963）により指定された保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とした法律。
	◇古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年1月13日法律第1号）	わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定めた法律。
	◇都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年5月18日法律第142号）	都市の美観風致を維持するため、樹木の保存に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とした法律。
	◇水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律138号）	事業場からの排出水の規制・生活排水対策の推進・有害物質の地下浸透規制等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的とした法律。
	◇湖沼水質保全特別措置法（昭和59年7月27日法律第61号）	水質環境基準の確保が緊要な湖沼について水質の保全に関し実施すべき施策に関する計画の策定及び排水規制等の措置を講ずることにより、湖沼の水質保全を図ることを目的とした法律。
	◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海洋汚染防止法、昭和45年12月25日法律第136号）	船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、海底の下に油、有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とした法律。
◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年10月16日法律第117号）	化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とした法律。	

■別添（つづき）

<p>（つづき）</p>	<p>◇農薬取締法（昭和23年7月1日法律第82号）</p>	<p>農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行なうことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図ることを目的とした法律。</p>
<p>〈生物資源の持続可能な利用等〉</p>	<p>◇森林・林業基本法（昭和39年7月9日法律第161号）</p>	<p>基本理念として森林の有する多面的機能の持続的発揮等を掲げ、森林の適正な整備・保全、山村の振興、林業の持続的かつ健全な発展等を図ることを目的とした法律。</p>
	<p>◇森林法（昭和26年6月26日法律第249号）</p>	<p>全国森林計画・地域森林計画等の森林計画制度、林地開発許可制度、保安林制度等について定めた法律。</p>
	<p>◇国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律第246号）</p>	<p>国有林野の有する公益的機能の維持増進等を目標とする国有林野の管理経営に関する計画等を定めた法律</p>
	<p>◇食料・農業・農村基本法（平成11年7月16日法律第106号）</p>	<p>国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために、「農業の持続的発展」と「農村の振興」を強力に推進することを通じて、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくことを目的とした法律。</p>
	<p>◇農地法（昭和27年7月15日法律第229号）</p>	<p>農地を守ることを目的とし、農業の基盤である農地の所有や利用関係の仕組みについて定めた基本的な法律。</p>
	<p>◇土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）</p>	<p>環境との調和に配慮しながら農用地の改良、開発、保全、集団化に関する事業を行い、農業生産性の向上、農業構造の改善等を図ることを目的とした法律。</p>
	<p>◇農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）</p>	<p>総合的に農業の振興を図ることが必要である地域を明らかにし、この地域の整備に必要な農業施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とした法律。</p>
	<p>◇有機農業の推進に関する法律（平成18年12月15日法律第112号）</p>	<p>有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とした法律。</p>
	<p>◇鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号）</p>	<p>農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とした法律。</p>
	<p>◇水産基本法（平成13年6月29日法律第89号）</p>	<p>国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的として、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めた法律。</p>
	<p>◇漁業法（昭和24年12月15日法律第267号）</p>	<p>漁業生産（漁場の利用）に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構（漁業調整委員会等）の運用によって水面を総合的（重複的・立体的）に利用することにより漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とした法律。</p>
	<p>◇水産資源保護法（昭和26年12月17日法律第313号）</p>	<p>水産動植物の採捕の制限、対象種の捕獲が可能な漁船（許可漁船）の定数などの規制的な措置、及び保護水面、溯河魚類の国営孵化放流などの積極的な維持培養措置とを定めることにより、水産資源の保護培養を図り、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とした法律。</p>
<p>〈公物管理等〉</p>	<p>◇河川法（昭和39年7月10日法律第167号）</p>	<p>治水、利水、環境保全、地域住民の意見の反映の観点が盛り込まれた、国内の河川整備のあり方などを定めた法律。</p>
	<p>◇砂防法（明治30年3月30日法律第29号）</p>	<p>砂防指定地において、砂防設備を施設し、また一定の行為を禁止・制限し、土砂生産の抑制を図り、流れてくる土砂を適切に溜めることなどにより土砂災害を防止することを目的とした法律。</p>
	<p>◇海岸法（昭和31年5月12日法律第101号）</p>	<p>津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とした法律。</p>

■別添（つづき）

〈つづき〉	◇港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）	交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とした法律。
	◇都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）	都市公園の定義、都市公園に関する公園施設の定義、設置に関する基準及び占有する場合の許可と条件、公園管理者による都市公園の保存義務、都市公園台帳の作成等の管理、立体公園制度に関する事項を定めることにより、都市公園の健全な発展を図ることを目的とした法律。
〈国土・海洋等〉	◇国土利用計画法（昭和49年6月25日法律第92号）	国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした法律。
	◇国土形成計画法（昭和25年法律第205号）	国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定などにより、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とした法律。
	◇海洋基本法（平成19年4月27日法律第33号）	海洋が人類をはじめとする生物の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、わが国において、国際的協調の下、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めること等により、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。
〈その他環境関連法〉	◇環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年7月25日法律第130号）	持続可能な社会を構築する上で国民、民間団体等が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要であることに鑑み、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定める法律。
	◇エコツーリズム推進法（平成19年6月27日法律第105号）	エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定、特定自然観光資源の保護に関する措置等を定めた法律。
	◇動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）	動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とした法律。

主な参考文献等

環境庁自然保護局企画調整課編(1974)自然環境保全法の解説。

環境庁自然保護局企画調整課編(1977)自然公園法の解説。

環境庁野生生物保護行政研究会編(1995)絶滅のおそれのある野生動植物種の国内取引・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律詳説。

環境省編(2010)生物多様性国家戦略 2010 付録、生物多様性に関する主な法律の概要。

環境省自然環境局国立公園課監修(2011)自然公園実務必携。

鳥獣保護管理研究会(2008)鳥獣保護法の解説。

和田勝彦(1979)文化財保護制度概説。児玉幸多・仲野浩編:文化財保護の実務。

文化庁(2001)文化財保護法五十年史。

参考資料 5-1 希少野生動植物保護にかかる都道府県条例（希少種保護条例）について

都道府県における希少種の保全について、希少種保護条例及び、条例に基づく希少野生動植物保護基本方針等の既存情報を、各都道府県のホームページから収集整理した。

情報収集項目	分析方法
(1)希少種保護条例の制定状況	条例制定(施行)の地域的傾向 条例制定(施行)都道府県数、条例制定(施行)年別都道府県数
(2)希少種保護条例の構成	基本的な規定・制度 特徴的な規定・制度の抽出
(3)指定希少野生動植物種の指定状況	都道府県別の種指定状況 環境省レッドリストの絶滅危惧種と条例指定種の重複状況等 特定希少野生動植物種の種数・対象種
(4)生息地等保護区の指定状況	都道府県別の指定状況、指定対象種数
(5)保護増殖事業及び推進体制	都道府県別の保護増殖事業計画策定状況、対象種数 認定保護増殖事業制度の状況
(6)外来種または移入種の調査・対策等に対する規定	都道府県別の外来種・移入種の調査・対策に関する規定の状況
(7)指定希少野生動植物種を指定する際の考え方	指定希少野生動植物種の選定基準と留意事項

※本資料における用語の定義

都道府県によって希少種保護に関する制度や事業等の名称がさまざまであるため、本資料では集計にあたり種の保存法を踏まえて、用語を統一した。

<p>希少種保護条例：希少野生動植物の保護に関する規定を有する条例（自然環境保全全般を対象とした条例の中で、希少野生動植物保護に関する規定を設けている場合を含む）。</p> <p>指定希少野生動植物種：規制や事業の実施等により特に保護を図る必要があるとして指定される種。</p> <p>特定希少野生動植物種：指定希少野生動植物種のうち、商業的に繁殖可能でその譲渡し・譲受け等の監視をする必要があるとして指定される種。</p> <p>生息地等保護区：保護の対象とする種の生息・生育地及びこれらと一体となった生態系として保護を図る必要があるとして指定される区域。</p> <p>保護増殖事業：種を圧迫している要因の除去や軽減、種の繁殖の促進、生息地等の整備等、個体数の維持・回復を図るための事業。</p> <p>認定保護増殖事業：知事の認定を受けて行政機関以外の者が行う保護増殖事業。</p>
--

(1) 希少種保護条例の制定（施行）状況

省略（本文第 II 章 3.（2）を参照）

(2) 希少種保護条例の構成

省略

(3) 指定希少野生動植物種の指定状況

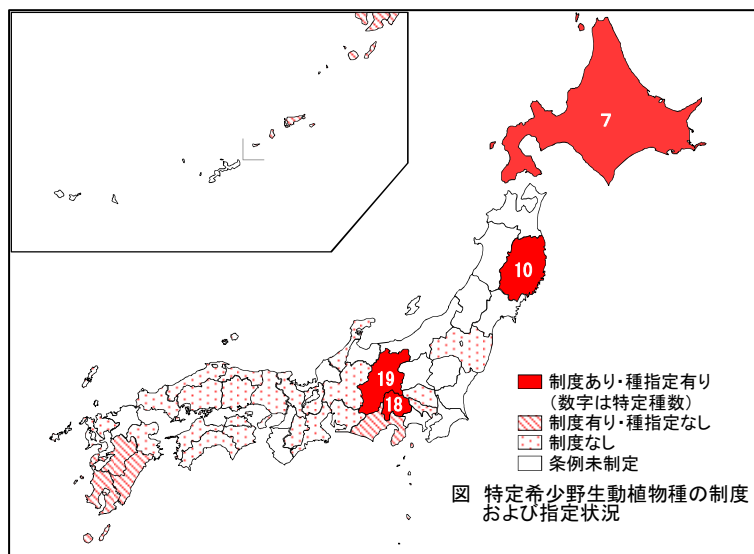
①指定希少野生動植物種の指定状況

省略（本文第 II 章 3.（2）を参照）

②特定希少野生動植物種制度の状況

「特定希少野生動植物種」（以下「特定種」）制度は、商業的に繁殖可能でその譲渡・譲受の監視が必要な種を指定する制度である。特定種の個体等の譲渡しを伴う事業（以下「特定事業」）は、事業者の登録・届出制等により規制される。

特定種の指定制度を有するのは、①高山植物（北海道、岩手、長野、山梨、静岡）、②草原性植物（熊本県）、③ラン科植物等（宮崎、鹿児島）の採取・譲渡等が問題となる道県である。実際に特定種を指定し、特定事業の登録・届出制等が運用されているのは、①の高山植物が対象の都道府県（北海道、岩手、長野、山梨）である。



（４）生息地等保護区の指定状況

省略（本文第 II 章 3.（2）を参照）。なお、生息地等保護区の指定に関して、独自の制度・規定を有する都道府県がある。

- ・県レッドデータブック種が集中して生息する区域（指定希少野生動植物種を必ずしも含まない）を指定する「ホットスポット型」の保護区制度。（滋賀、徳島）
- ・希少野生動植物種の生きている個体（卵及び種子を含む）の捕獲、殺傷、採取、損傷の規制が目的で、生息地等を改変する行為は規制していない。また、指定範囲は市町村単位の保護区制度。（長崎）

（５）保護増殖事業及び推進体制

①保護増殖事業計画策定状況

本文第 II 章 3.（2）に示したとおり、希少種保護条例に基づくなどして策定された都道府県による保護増殖事業計画の対象種は 75 種であり、うち環境省レッドリストの絶滅危惧種は 53 種（国内希少野生動植物種との重複を除くと 48 種）である。その内訳は下表のとおりである。

表 都道府県による保護増殖事業計画の策定種（希少種保護条例等）と絶滅危惧種（環境省レッドリスト）

	全分類群	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	汽水・淡水魚類	昆虫類	陸産貝類	その他無脊椎	植物Ⅰ	植物Ⅱ	
指定希少野生動植物種数(希少種保護条例)	457	10	21	3	12	27	43	30	8	301	2	
うち保護増殖事業計画の策定種数	73	1	5	1	5	4	9	1	1	46	0	
うち絶滅危惧種数	絶滅危惧ⅠA類(CR)	10 (3)	0	0	0	1 (1)	4 (2)	-	-	-	5	0
	絶滅危惧ⅠB類(EN)	15 (1)	0	1 (1)	1	1	0	-	-	-	12	0
	絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)	4	-	-	-	-	-	3	0	1	-	-
	絶滅危惧Ⅱ類(VU)	22	0	1	0	2	0	2	1	0	16	0
	小計	51 (4)	0	2 (1)	1	4 (1)	4 (2)	5	1	1	33	0
希少種保護条例外の保護増殖事業計画の策定種数	3	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	
うち絶滅危惧種数	2 (1)	0	1 (1)	0	0	0	1	0	0	0	0	
保護増殖事業計画の策定種数	75	1	6	1	5	4	10	1	1	47	0	
うち絶滅危惧種数	53 (5)	0	3 (2)	1	4 (1)	4 (2)	6	1	1	34	0	

注1：「絶滅危惧種」は環境省レッドリスト掲載種のうちCR、EN、CR+EN、VUのもの。

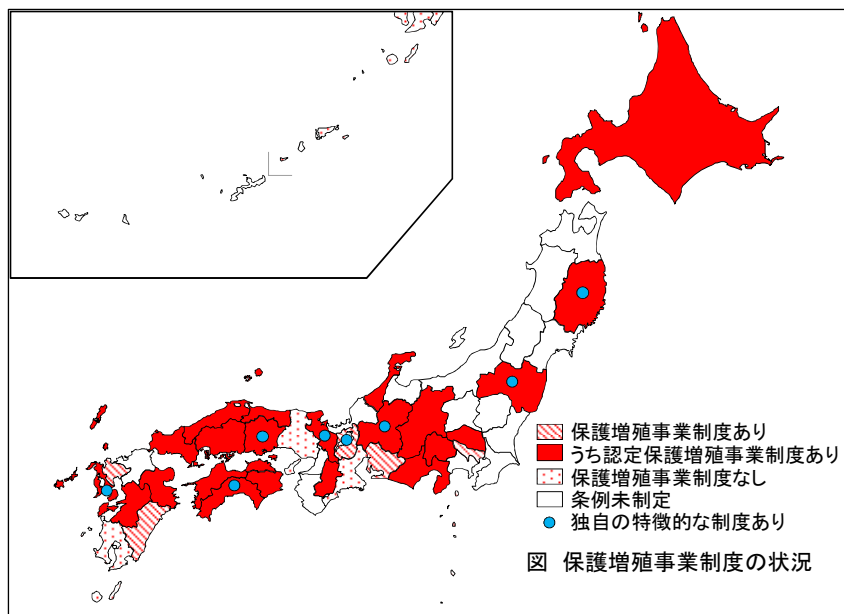
注2：下段のカッコ内は、上段の種のうち国内希少野生動植物種に指定されて国の保護増殖事業（種の保存法）も併せて実施されている種の数。希少種保護条例による保護増殖事業計画の策定対象種のうちイヌワシ、アベサンショウウオ、イタセンパラ、アユモドキ、希少種保護条例によらない保護増殖事業計画策定対象種のうちアカガシラカラスバトがこれにあたる。

②認定保護増殖事業の状況

「認定保護増殖事業」は、国及び地方公共団体以外の者（例：NGO等）が行う保護増殖事業について、その者がその保護回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその事業計画が都道府県の保護回復事業計画に適合している旨の知事の認定を受けることができる制度であり、保護増殖事業制度を有する28都道府県のうち、24府県が制度を有している。その他に、以下のような独自の制度・規定を有する都道府県もある。

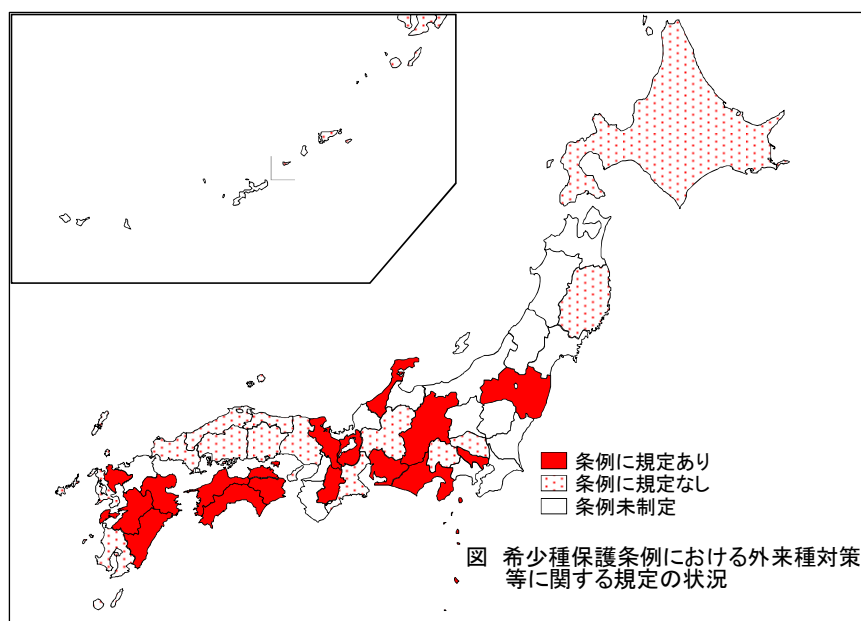
- ・保護増殖事業計画策定について、野生生物保護支援員等から提案可能な制度（岐阜）
- ・土地所有者等と関係者との間の協定制制度（福島、滋賀、京都、長崎）
- ・協定締結団体の登録・支援制度（京都）
- ・指定希少野生動植物等の保護の推進を図る区域を定め、NGOや市町村と協働して指定希少野生動植物等の保護の推進を図る「保護推進区」（岡山）
- ・野生動植物保護地区及びその周辺で積極的に保全活動を進めている地域を認定し、活動推進に適切な措置を講ずるための「保護推進地区」制度（高知）

これらの協定締結や、認定・登録を受けた保全活動主体は、調査や保全活動のための個体の捕獲・採取や、生息地等保護区における各種規制の適用除外等の便宜が図られる。



(6) 外来種または移入種の調査・対策等に対する規定

希少種保護条例を制定している 31 都道府県のうち 18 都道府県が、同条例の中で外来種・移入種の調査・対策に関する事項を規定している。



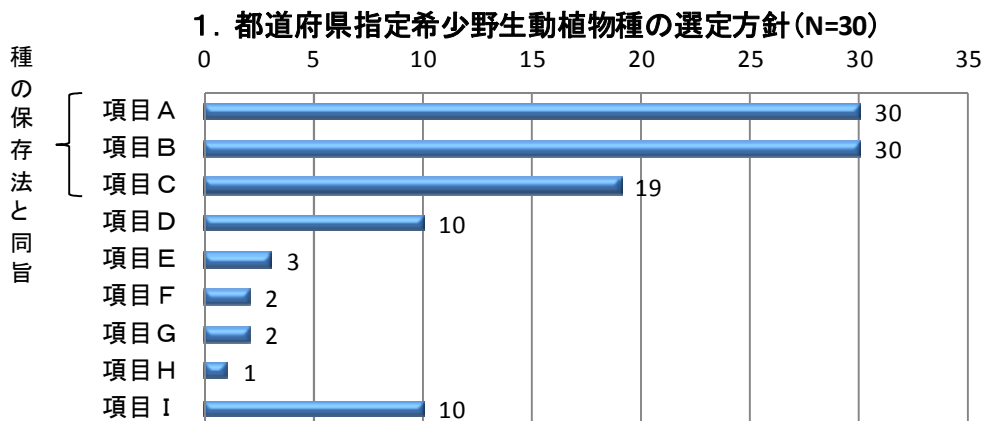
(7) 指定希少野生動植物種を指定する際の考え方

種の保存法の選定方針と留意事項と同趣旨の定めがある場合が通常である。これら選定方針と留意事項については、条例は当該都道府県内を範囲として判断すると明示してある場合もあるが、明示していない場合もある。

特に近年制定された条例では、「過度の捕獲・採取」以外の減少要因（里地里山、外来種等の捕食者等）にかかる選定方針が設けられている場合が一定程度ある。また、留意事項

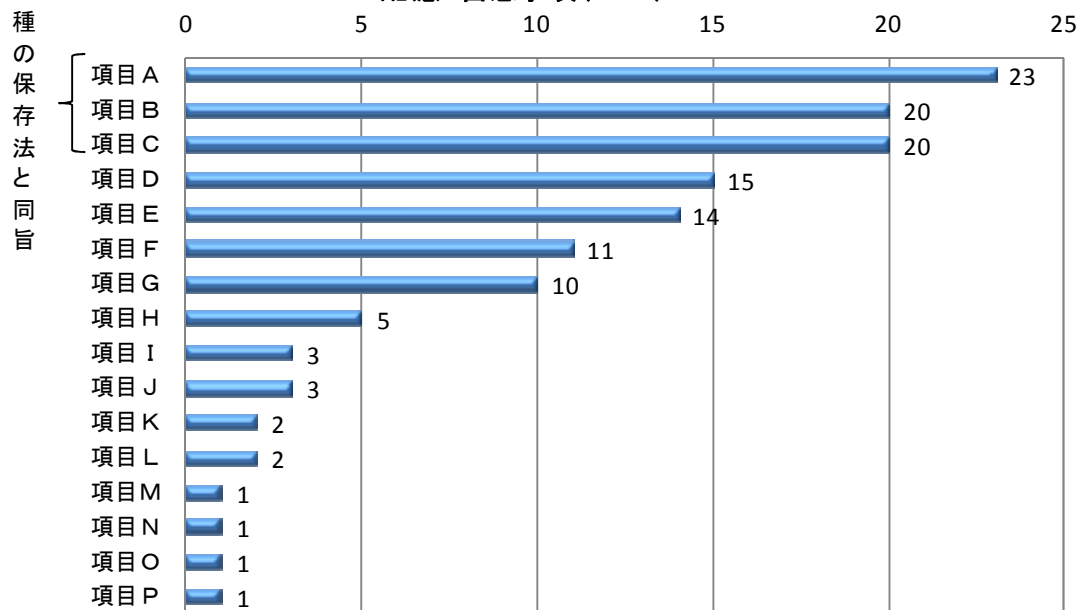
に、規制の有効性、保護活動の実績／期待可能性といった実効性の観点、社会的価値や知名度といった社会的要請の観点が盛り込まれている場合が一定程度ある。

他法令の保護が既にある場合の指定重複の回避が明示されている場合も一定程度あり、また明示されていなくても同様の運用がされている場合もある。この場合であっても、保護の手段として捕獲規制にとどまらず生息地等保護区を指定し保護増殖事業を実施する必要性が高いときには指定できるように定めている例が多い。



- 項目A: その存続に支障を来す程度に、既に個体数が著しく少ないもの／個体数が著しく減少しつつあるもの。
- 項目B: 生息地等が消滅しつつあり／生息・生育の環境が著しく悪化しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの。
- 項目C: 生息地等における過度の捕獲・採取により、その存続に支障を来す事情があるもの。
- 項目D: 他種(外来種または在来種)による捕食・食害、生態的競争、遺伝的攪乱等により、種の存続に支障を来す事情があるもの。
- 項目E: 里地里山の荒廃及び植生の遷移の影響により、種の存続に支障を来す事情があるもの。
- 項目F: 学術的又は文化的な価値が高く、専門家や県民等から保護の要請が高いもの。
- 項目G: 県内において固有に生息・生育している種。
- 項目H: 県において保護することが当該種の保存上特に重要であるもの。
- 項目I: その他、その種の存続に支障を来す特別な事情があるもの。

2. 都道府県指定希少野生動植物の選定にあたっての 配慮・留意事項(N=23)



項目A: 個体としての識別が可能な大きさ及び形態を有する／一般の人がみて判りやすい種であること。

項目B: 外来種は、選定しないこと。

項目C: 従来から県内にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。

項目D: 商取引等の対象として捕獲や採取されやすい種など規制措置により効果的に保全対策が図られるものを優先的に選定すること。

項目E: 生息地又は生育地の保護活動が現に行われ若しくは期待できる種であること。

項目F: 当該都道府県の自然環境の特性を象徴するような種であること(国内の主要生息地が当該都道府県内に存し、そこでの絶滅又は衰退が、国内での絶滅又は衰退にあたる等)

項目G: 他法令により既に保護されている種については、生息地等保護区の指定又は保護管理事業の実施の必要性が高いものであること。

項目H: 社会的又は文化的価値若しくは県民等の要請が高いものであること／知名度が高い種であること。

項目I: 原則として、県版レッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ類に属するものであること。

項目J: 分布状況や生息等のための環境条件等の科学的知見に基づき行うこと。

項目K: 鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画が策定されている種／保護のための規制内容が重複し新たな効果が期待できない場合は選定しないこと。

項目L: 種の保存法による国内希少種及び緊急指定種は選定しないこと。

項目M: 特定の開発行為の抑制や、財産権の制限等を直接の目的としたものは選定しないこと。

項目N: 栽培が法令等で禁止されている種／農作物及び樹木等を害する動植物種で、法令等に基づき駆除等に関する対策が講じられている種は選定しないこと。

項目O: 種名が確立した動植物であること。

項目P: その他社会通念上指定することが適当でない種は、選定しないこと。

参考資料 5-2 都道府県の希少種保護条例による絶滅危惧種の種指定状況分析

都道府県による指定希少種の指定傾向を把握するため、各指定希少種の都道府県別分布状況と条例による指定状況の関係を、環境省レッドリストのランク別に分析した。

(1) 分析方法

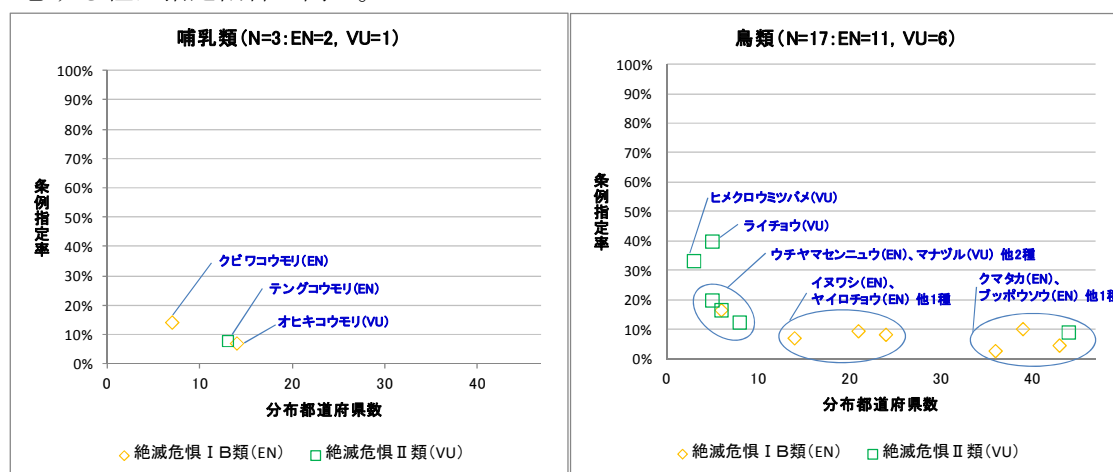
- 指定希少種 457 種のうち、環境省レッドリストの絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類：CR,EN 及びⅡ類：VU）に該当し、都道府県別分布データがある 303 種（動物 106 種、植物 197 種）を対象に各指定希少種の都道府県別分布状況を集計し、分布都道府県数に対する種指定都道府県数の割合（＝条例指定率、と呼ぶ）を求めた。
- なお、都道府県別の分布状況は以下のように把握した。
- 分析結果は、横軸に分布都道府県数、縦軸に条例指定率をとった散布図で示した。

動物	希少野生生物分布状況等データベース(環境省, 2011) ¹ から検索。 上記に分布情報が無い場合、インターネット上の「日本のレッドデータ検索システム」(NPO法人野生動物調査協会, NPO法人Envision環境保全事務所, 2007) http://www.jpnrdb.com/ より各都道府県のレッドデータブック掲載状況をもって分布状況に代替した。 各都道府県の分布状況は、「1:生息一条例指定あり」、「2:生息一条例指定なし」に分類した。
植物	改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 植物Ⅰ(維管束植物)(環境省, 2000)から抽出。 上記に分布情報が無い場合、インターネット上の「日本のレッドデータ検索システム」より各都道府県のレッドデータブック掲載状況をもって分布状況に代替した。 各都道府県の分布状況は、「1:生育一条例指定あり」、「2:生育一条例指定なし」、「3:現状不明・文献情報」、「4:絶滅」に分類し、集計対象は1～3までとした。

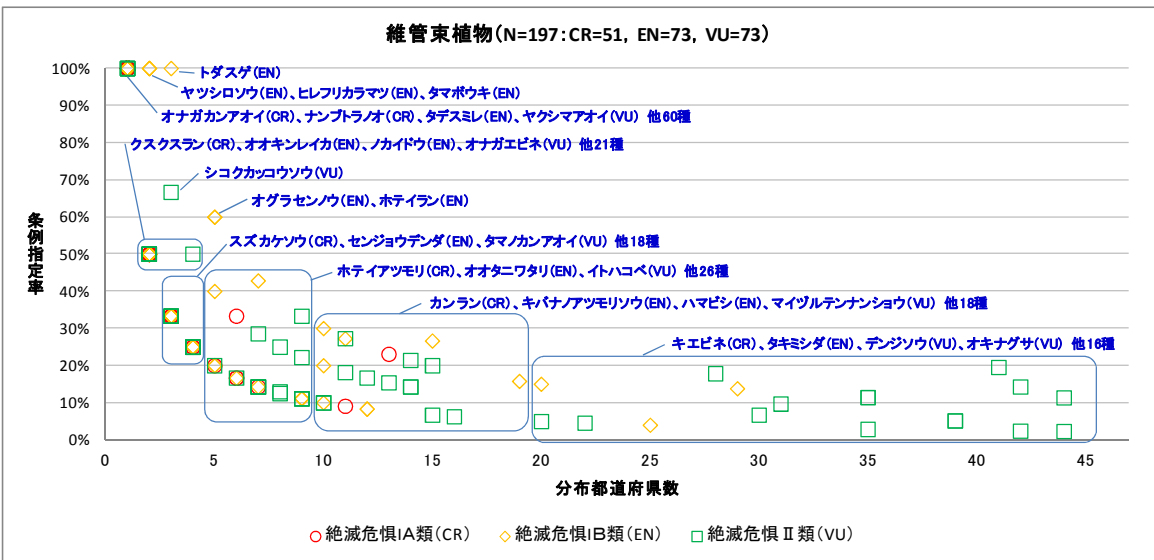
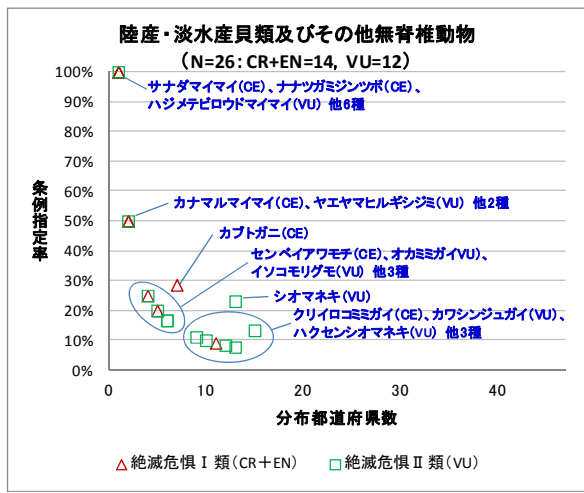
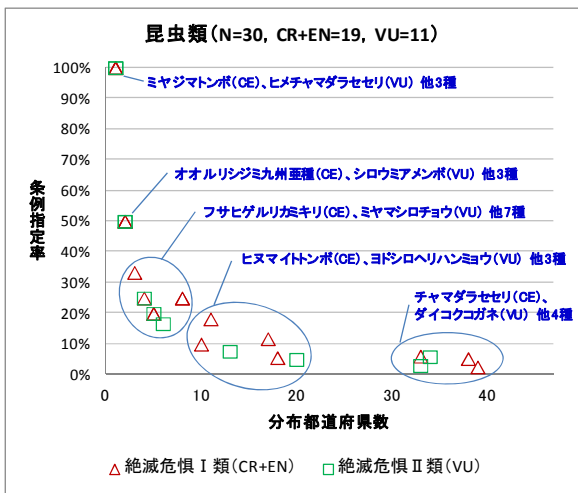
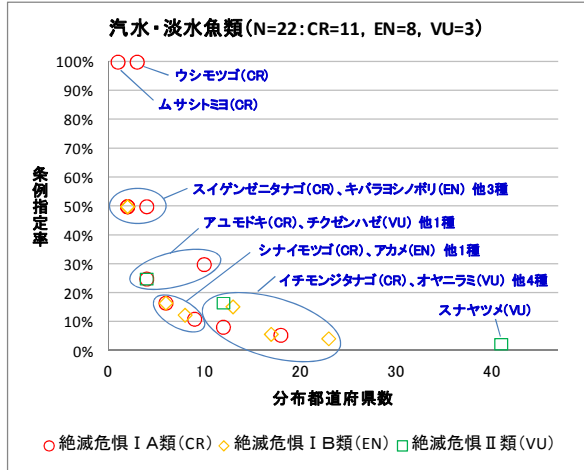
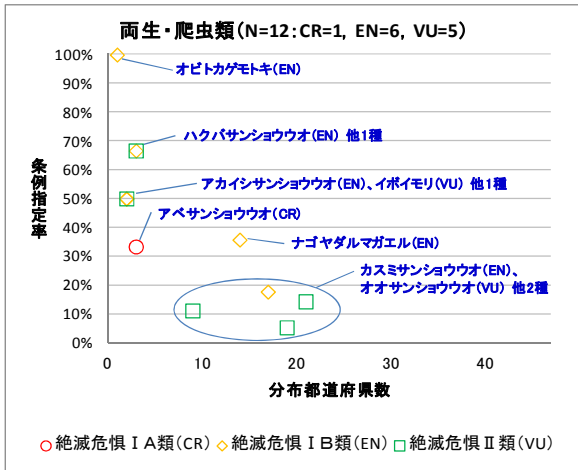
(2) 結果

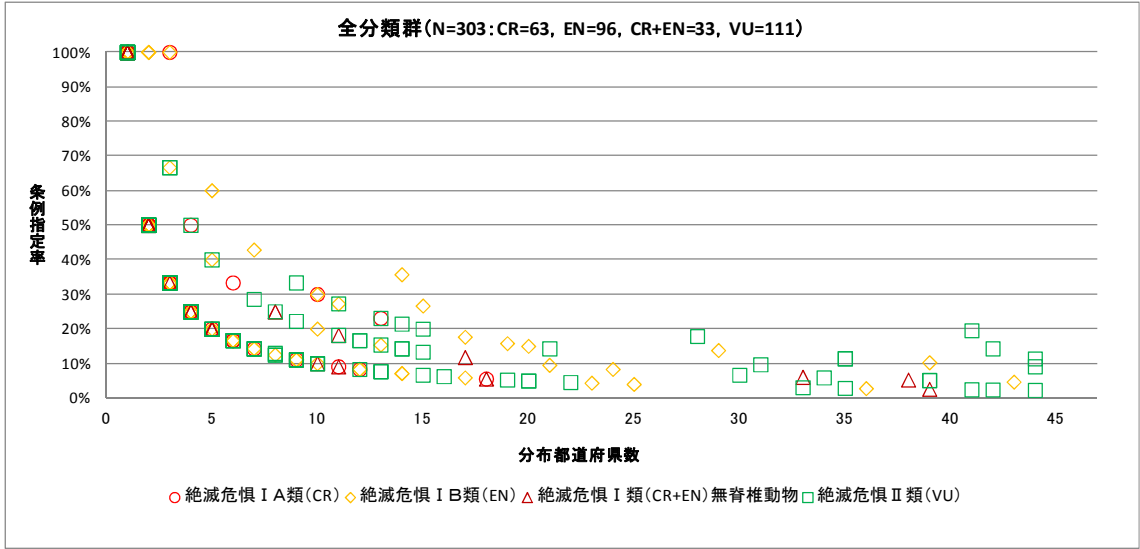
鳥類・昆虫類は広く分布する種でも指定する自治体も見られるが、多くは比較的限定された地域に生息する種が指定されている。

絶滅危惧のランクの高さが必ずしも指定率の高さとリンクしていない。VUでも限定的に生息する種は指定割合が高い。



¹ 分布情報は、環境省の自然環境保全基礎調査（第2回：昭和56年～第6回：平成16年）、農林水産省の田んぼのいきもの調査（平成14年～平成21年）を収録。





参考資料5-3 都道府県における希少種保全の施策の運用等について

都道府県の希少種保全の施策は、主に各都道府県の希少種保護条例等によって推進されている（参考資料4）。しかし、同条例の運用の状況や、必ずしも同条例に基づかない施策の状況については公開情報による把握に限界がある。そこで都道府県に対するアンケート（以下）に基づいて、希少種保全施策の運用等の概要を示す。

<都道府県アンケートの概要>

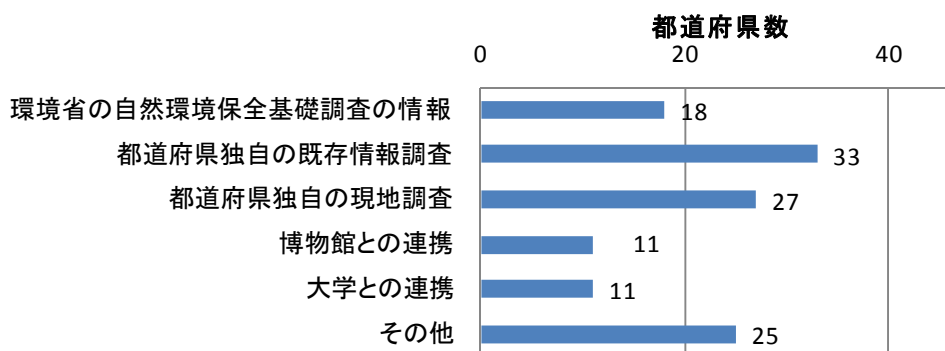
- 趣旨：公開情報に基づく希少種保護条例にかかる調査を補完して、施策の運用にかかわる現状や課題などの情報を収集する。
- 対象：全都道府県の希少種保全担当部署
- 配布・回収期間：平成23年10月に配布し、47都道府県から回収。
- 内容：（1）希少種に関する情報の収集・提供
（2）指定希少野生動植物種の指定等
（3）希少種保全の実施体制
（4）希少種の保全の取組促進上の課題

（1）希少種に関する情報の収集・提供

①都道府県内の希少種に関する情報（分布情報等）の収集

都道府県が自ら既存情報調査や現地調査を行い、独自に情報を収集している例が多い。一部では国の情報（環境省の自然環境保全基礎調査）が利用され、また博物館や大学との連携が図られている。

都道府県内の希少種に関する情報(分布情報等)の
収集方法(複数回答,N=44)

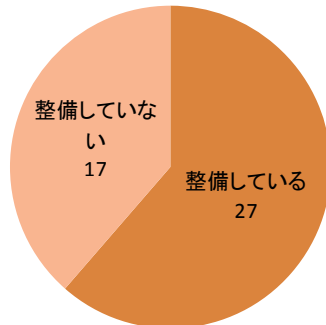


出典：都道府県アンケートの結果より作成

注：「その他」は、検討会における情報提供、有識者・研究者からの情報提供、民間団体からの情報提供など

②収集した希少種の情報（分布情報等）を蓄積・管理するデータベースの整備
約 6 割の団体がデータベースを整備している。

収集した希少種の情報(分布情報等)を蓄積・管理するデータベースの整備(単一回答,N=44)

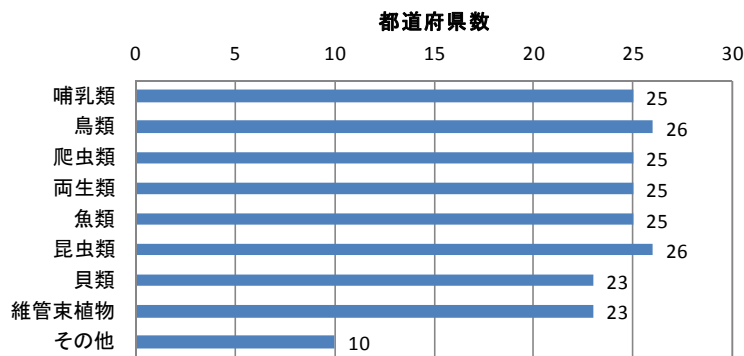


単位:都道府県数

③データベースを整備している分類群

脊椎動物のほか、昆虫類、貝類、維管束植物まで整備されている例が多い。

データベースを整備している分類群(複数回答,N=27)

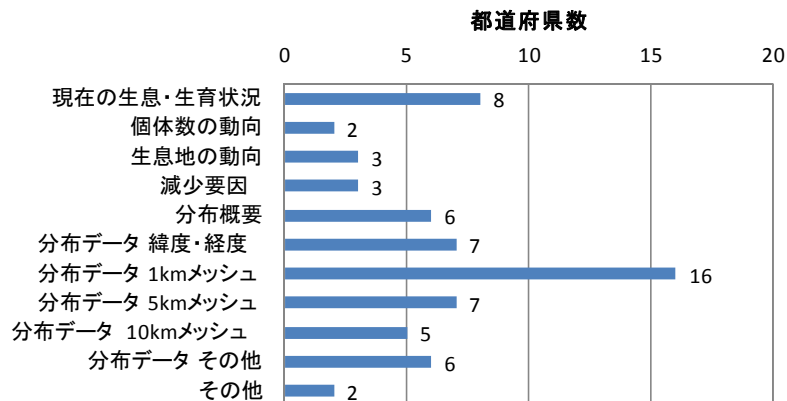


注:「その他」はクモ類、甲殻類、頭索類、クモ型多足類、サンゴ類、淡水海綿類、藻類、蘚苔類、地衣類、菌類等。

④データベースに含まれる情報

分布情報については、1km メッシュなど比較的精度の高いデータが集積されている。他方で減少要因や個体数等の情報が整備されている例は少ない。

データベースに含まれる情報(複数回答,N=27)



⑤希少種に関する情報を収集・蓄積する上での課題

情報の収集や蓄積のための予算や人員が不足している。情報収集を依存している専門家の不足・先細りが深刻である一方で、専門家によらない情報は精度に問題がある。情報が得られても、情報の管理が難しく、データベース化の技術的・労力的な制約もあり、収集した情報の集約・蓄積や共有が進まない。

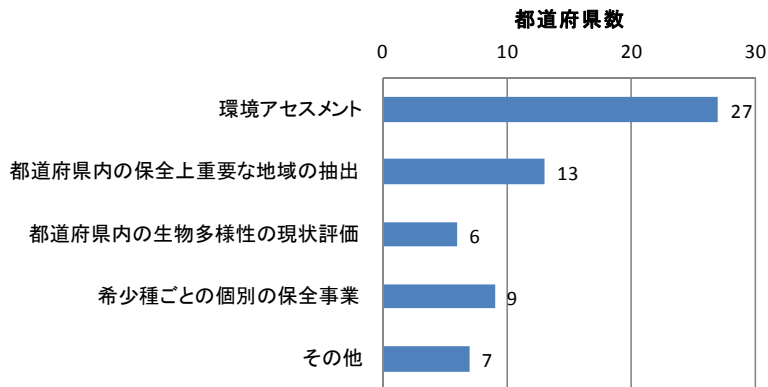
表 希少種に関する情報を収集・蓄積する上での課題

カテゴリー	主な意見 （〈数字〉内は同趣旨の回答のあった都道府県数）
人員・予算の不足等	○情報の収集や入力等のための人員や時間の不足。〈10 団体〉 ○現地調査やシステム整備（データベース化、GIS 化）等のための予算の不足。〈10 団体〉
専門的人材の不足等	○情報の収集は専門家に強く依存せざるを得ないが地域の専門家が不足（例：在野の研究者の高齢化と後継者不足、大学等における分類学研究の低迷など）。〈14 団体〉
情報の収集にかかる障害等	○保全に必要な個体数、生息環境、減少要因、位置・分布情報などの情報が不足（例：研究者がとる情報との不一致、分類群や種ごとのばらつき）。〈8 団体〉 ○予算的な制約などから継続的な情報の収集・更新が行えない。〈7 団体〉
情報の管理・蓄積にかかる障害等	○専門家から得られる情報の取り扱いや管理が難しい（希少種の分布情報の秘匿、個人の未発表データ、データの著作権）。〈7 団体〉 ○専門家以外から収集した情報等の精度の不足（例：文献の情報、ボランティアから得られた収集、標本記録のないデータ）。〈4 団体〉 ○標本の収蔵場所の不足。〈1 団体〉 ○収集した情報の集約・蓄積（データベース化や GIS 化）が進んでいない。〈9 団体〉 ○情報整備の様式、体制、ルール等がないため、他の機関との情報共有が進まない（例：開発事業に先立つ希少種調査の結果）。〈3 団体〉
その他	○東日本大震災の影響に伴う分布の再調査 〈1 団体〉

⑥収集・蓄積した希少種の情報の用途

環境アセスメントに用いられている例が多いが、都道府県内における重要地域の抽出、希少種ごとの個別の保全事業、生物多様性の現状評価などにも活用されている。

収集・蓄積した希少種の情報の用途（複数回答, N=44）



注：「その他」は、主に、環境アセスメント以外の公共事業における配慮。

（２）指定希少野生動植物種の指定等（指定希少種や生息地保護区の指定制度を運用する上で生じているメリット・デメリットや、それらを踏まえた制度運用上の工夫など）

省略（本文第 II 章 3.（２）を参照）。

(3) 希少種保全の実施体制（都道府県下における代表的な希少種保全の取組について）

希少種保全のためには、地域住民、学校、NGO など、絶滅危惧種の生息地において継続的に保全活動を行える主体が確保されることが重要である。大学等や動植物園などは専門的知見や技術開発などの面を、企業は技術開発、資金や土地の提供などの面を支援するなど、地域住民等やNGOなどの取組と連携できる。国や地方公共団体は、自ら事業を実施するほか、これらの取組と連携して制度・資金・各主体の調整などの面を支援できる。

事例1 NGOと学校が連携して捕獲・採取圧に対して監視活動等を行っている事例

都道府県		対象地域				対象種			
青森県		種差海岸階上岳県立自然公園				サクラソウ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類）			
要因									
捕獲・採取		開発・改変		水質汚濁		管理放棄		外来種等	その他
○									津波被害
取組の内容									制度
盗掘の増加により自生地が減少しているサクラソウについて以下の取組を実施。 ①盗掘防止のための巡視活動など ②種子保存及び増殖 ③その他清掃活動、自然観察活動									なし
取組の体制・役割分担									
県	地域住民	NGO	学校	企業	大学等	動植物園	市町村	国	その他
		○	○						
名勝種差海岸・鮫町の自然を守る会（①、③）と青森県立名久井農業高等学校（②）が連携して取り組み									

事例2 NGOと都道府県が連携して生息地の維持管理等に取り組んでいる事例

都道府県		対象地域				対象種			
大阪府		豊能郡能勢町三草山				ミドリシジミ類			
要因									
捕獲・採取		開発・改変		水質汚濁		管理放棄		外来種等	その他
○						○			
取組の内容								制度(注)	
薪炭林が放棄され生息環境が悪化したミドリシジミ類につき以下の取組を実施。 ①府緑地環境保全地域に指定 ②環境調査（生物調査、植生調査） ③林内整備（防火対の刈払、除伐、植栽、萌芽更新） ④観察会の開催 ⑤密猟防止パトロール								◎自然環境保全条例（地域指定）	
取組の体制・役割分担									
県	地域住民	NGO	学校	企業	大学等	動植物園	市町村	国	その他
○		○			○				
条例による地域指定（規制）は大阪府（①）、保全事業は財団法人大阪みどりのトラスト協会が実施（②、③、④、⑤）。									

注：「◎」は当該取組が直接基づく制度、「○」はその他の関連する制度

事例3 NGOと地元専門家と都道府県が連携して外来種駆除等を行っている事例

都道府県		対象地域		対象種					
山形県		最上地域		マルコガタノゲンゴロウ（環境省:絶滅危惧Ⅰ類）					
要因									
捕獲・採取	開発・改変	水質汚濁	管理放棄	外来種等	その他				
	○			○					
取組の内容						制度(注)			
山形県内において生息環境が悪化し、残された主要な生息地である最上地域のため池において、外来種であるアメリカザリガニの駆除を実施。						◎県の生物多様性保全対策事業費補助金制度 ○種の保存法（国内希少野生動植物種）			
取組の体制・役割分担									
県	地域住民	NGO	学校	企業	大学等	動植物園	市町村	国	その他
○		○							地域の専門家
<ul style="list-style-type: none"> ・ NGO が地域の昆虫類専門家の指導を受けて現地で保全活動を実施。 ・ 県は NGO に対して補助を行っている（生物多様性保全対策事業費補助金制度）。 									

注：「◎」は当該取組が直接基づく制度、「○」はその他の関連する制度

事例4 地域住民が中心となって行政、企業、学校など多様な主体が協働して生息地の維持管理等に取り組んでいる事例

都道府県		対象地域		対象種					
長野県		東御市		オオルリシジミ（環境省:絶滅危惧Ⅰ類）					
要因									
捕獲・採取	開発・改変	管理放棄	水質汚濁	外来種等	その他				
○		○							
取組の内容						制度(注)			
焼畑の減少により生息地である二次草原が減少し、採集の影響も受けているオオルリシジミについて以下の取組を実施。 ①食草の保護増殖と環境整備(※) ②採集防止パトロール ③累代飼育による個体の増殖 ④増殖個体の野外放蝶 ⑤科学的調査研究 ※二次草原への火入れを再開						◎県の希少種保護条例（指定希少野生動植物）による捕獲規制、保護増殖事業			
取組の体制・役割分担									
県	地域住民	NGO	学校	企業	大学等	動植物園	市町村	国	その他
○	○	○	○	○	○		○		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は希少種保護条例により種指定し保護増殖事業を実施。 ・ 地元住民や研究者による「北御牧のオオルリシジミを守る会」（H14 結成）の放蝶の取組に地元の小学校・企業が協力。 ・ 安曇野オオルリシジミ保護対策会議、信州大学、日本チョウ類保全協会等との連携。 									

注：「◎」は当該取組が直接基づく制度、「○」はその他の関連する制度

事例5 地域住民と市町村が中心となって行政、大学、植物園など多様な主体が協働して生息地の整備や飼育下繁殖に取り組んでいる事例

都道府県		対象地域		対象種					
京都府		南丹市		ベニバナヤマシャクヤク（環境省：絶滅危惧 IB 類）					
要因									
捕獲・採取	開発・改変	管理放棄	水質汚濁	外来種等	その他				
					不明				
取組の内容						制度（注）			
①柵の設置、警告看板の設置 ②生息状況調査 ③飼育下繁殖						◎府の希少種保護条例（指定希少野生動植物）による捕獲規制、保護増殖事業			
取組の体制・役割分担									
県	地域住民	NGO	学校	企業	大学等	動植物園	市町村	国	その他
○	○	○			○	○	○		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で保全の機運が盛り上がり、地域住民主体で保全活動を展開。希少種保護条例の府民提案制度により種指定された。 ・生息地での保全活動は市町村と NGO が実施（①、②）。府は NGO に対し条例に基づく財政支援。 ・大学が技術的助言、府（府立植物園など）が飼育下繁殖を実施（③）。 									

注：「◎」は当該取組が直接基づく制度、「○」はその他の関連する制度

事例6 NGO や市町村など各主体が連携して農地・河川など陸水域の生息地の保全等を総合的に行っている事例

都道府県		対象地域		対象種					
京都府		亀岡市		アユモドキ（環境省：絶滅危惧 IA 類）					
要因									
捕獲・採取	開発・改変	水質汚濁	管理放棄	外来種等	その他				
	○			○					
取組の内容						制度（注）			
川や用水路の整備等にもなう生息場所の消失が懸念されているアユモドキについて以下の取組を実施。 ①生息状況調査（毎年の生息数を算出） ②生息地の保全（ラバーダムの使用、休耕田の利用、河川における産卵場造成等） ③外来魚駆除（アユモドキを捕食する外来魚の駆除） ④生息地外保全（生息地に問題がある場合、緊急避難的に実施）						◎府の希少種保護条例（指定希少野生生物）に基づく捕獲・採取規制、保護増殖事業 ○文化財保護法（天然記念物） ○種の保存法（国内希少野生動植物種）			
取組の体制・役割分担									
県	地域住民	NGO	学校	企業	大学	動植物園	市町村	国	その他
○		○			○		○	○	協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・府は希少種保護条例により種指定して保護増殖事業を実施。 ・NPO 法人と市が主な活動を行い、府は財政支援（条例に基づく制度）を行って補完的な立場で推進。 ・国が設置した関係者による連絡会と市が設置した協議会が情報共有を行っている。 									

注：「◎」は当該取組が直接基づく制度、「○」はその他の関連する制度

事例7 地域の協働によって野生復帰にともなう生息地の再生・営農時の配慮などに総合的に取り組んでいる事例

都道府県		対象地域		対象種					
兵庫県		豊岡市		コウノトリ（環境省・絶滅危惧 IA 類）					
要因									
捕獲・採取	開発・改変	水質汚濁	管理放棄			外来種等	その他		
○	○	○							
取組の内容						制度(注)			
狩猟、森林伐採、土地改良・河川改修、農薬等の要因により野生絶滅したコウノトリについて以下の取組を実施。 ①域外保全・野生復帰（飼育下繁殖、放鳥） ②環境創造型農業（有機・減農薬栽培、冬期湛水、ビオトープ水田、魚道など） ③自然再生（えさ場である湿地の再生、広葉樹の植栽による里山林整備） ④普及啓発、交流事業など						○文化財保護法（天然記念物） ○種の保存法（国内希少野生動植物種） ○鳥獣保護法			
取組の体制・役割分担									
県	地域住民	NGO	学校	企業	大学等	動植物園	市町村	国	その他
○	○	○		○	○	○	○		協議会
兵庫県が保護増殖・野生化実験（①）、環境創造型農業の推進（②）、再生事業の実施等（③）、豊岡市が田園の自然再生（③）、地域住民への普及啓発（④）、地域づくり等（④）、博物館・大学・動物園が保護増殖のための研究・助言（①）、企業（事業への支援）が連携して取り組み。									

注：「◎」は当該取組が直接基づく制度、「○」はその他の関連する制度

（4）希少種の保全の取組促進上の課題

省略（本文第II章3.（2）を参照）。

参考資料 6-1 動物園・水族館・植物園における絶滅危惧種の飼育・栽培状況

野生絶滅種を含む絶滅危惧種（植物Ⅱを除く）を対象とし、動物種に関しては（社）日本動物園水族館協会加盟施設の保有動物リスト（平成 21 年度）より集計、植物種に関しては（社）日本植物園協会編集による「植物園と市民の協働による絶滅危惧植物保全システムの構築（平成 22 年度）」内の協会加盟施設の絶滅危惧植物保有植物リストより抜粋した。（下表）

表 動物園・水族館・植物園における絶滅危惧種の飼育・栽培状況

	哺乳類		鳥類		爬虫類		両生類		汽水・淡水魚類 (注 1)		昆虫類		陸産・淡水産貝類		その他無脊椎動物		維管束植物 (注 2)	
	飼育種・亜種数	RL 指定数	飼育種・亜種数	RL 指定数	飼育種・亜種数	RL 指定数	飼育種・亜種数	RL 指定数	飼育種・亜種数	RL 指定数	飼育種・亜種数	RL 指定数	飼育種・亜種数	RL 指定数	飼育種・亜種数	RL 指定数	栽培種・亜種・変種数	RL 指定数
野生絶滅 (EW)	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8	8
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	5	15	11	21	0	3	0	1	21	61	/						273	523
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	1	20	9	32	3	10	3	9	30	48	/						292	491
絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	/										2	110	0	163	1	17	/	
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	2	7	11	39	7	18	8	11	21	35	2	129	6	214	4	39	456	676
合計	8	42	32	93	10	31	11	21	72	144	4	239	6	377	5	57	1029	1698
RL 該当種の保有率	19.0%		34.4%		32.3%		52.4%		50.0%		1.7%		1.6%		8.8%		60.6%	

- 注 1 ・スジシマドジョウ小型種を 1 施設で飼育 ⇒小型種山陰型 (EN) か小型種九州型 (EN) に該当するが、いずれか不明なので集計には含んでいない。
 ・スナヤツメを 8 施設で飼育 ⇒スナヤツメ北方種 (VU) かスナヤツメ南方種 (VU) に該当するが、いずれか不明なので集計には含んでいない。
 ・メダカを 42 施設で飼育 ⇒メダカ北日本集団 (VU) かメダカ南日本集団 (VU) に該当するが、いずれか不明なので集計には含んでいない。
 ・タウナギを 7 施設で飼育 ⇒沖縄産 (EN) が該当するが、産地は不明なので集計には含んでいない。
- 注 2 環境省レッドリストで絶滅 (EX) となっている種のうち、シビイタチシダ、ハイミミガタシダ、タイヨウシダの 3 種が栽培されているが、今回の集計には含んでいない。

参考資料6-2 民間（企業等）による希少種保全の取組の事例

A. 資金提供や人員参加による保全活動の支援

（1）基金等による資金提供

助成財団データベース（約 1000 件の基金・団体を登録）及び公益信託データベース（約 520 件の基金・団体を登録）を用いて検索した。

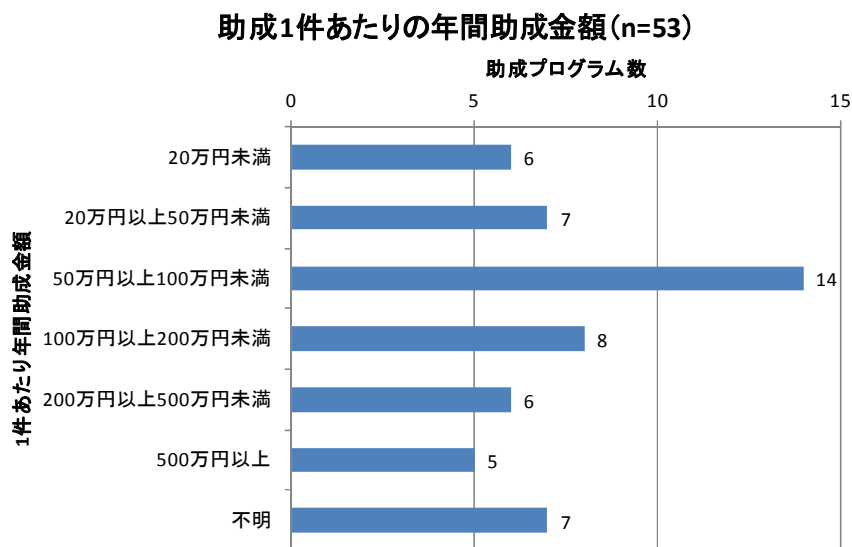
- ・環境保全を対象とする助成プログラムが 152 プログラム抽出された
- ・このうち希少種保全を助成対象に含む助成プログラムは 39 団体の 53 プログラムであった。

<年間の総助成金額>

助成プログラムごとの年間総助成金額は、39 団体の 53 プログラムのうち、29 団体の 32 プログラムについて推計できた。これら 32 プログラムの総助成金額を合計すると 8 億 800 万円/年であった。

<助成 1 件あたりの年間助成金額>

助成 1 件あたりの年間助成金額は、これら 39 団体の 53 プログラムのうち 34 団体の 46 プログラムについて推計できた。平均は 1 件につき 180 万円で、半数以上が 1 件につき 100 万円未満であった。



出典：助成財団データベース及び公益信託データベースより作成

事例① 経団連自然保護基金（民間）

1. 基金等の概要					
助成団体名		プログラム名		対象範囲	助成件数・助成額
日本経団連自然保護基金		支援プロジェクト(国内プロジェクト)		全国	20件程度/年
対象事業			応募資格		
<ul style="list-style-type: none"> ● わが国のすぐれた自然環境保全のために行う保護活動、及び持続可能な活用に関するプロジェクトに対する助成。 ● A. 自然保護活動への支援、B. 国内の自然環境の保全のための野生動植物の保護繁殖活動への支援、の2分野がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ● 支援対象事業の実施状況および予算・決算などの財政状況について、当基金の求めに応じて適正な報告のできる団体。 ● 法人格を有する団体。または、これと同程度に社会的な信頼を得ている任意団体。 ● A. 自然保護活動への支援 3年以上の自然保護活動の実績があり、評価を得ている団体(前年度の収支報告書の提出が必要) ● B. 野生動物の保護繁殖活動 野生動物の保護繁殖を主目的とする団体で、当該業務に関し、①国又は地方公共団体の委託を受けている特定公益増進法人、②その構成員に国若しくは地方公共団体又は上記①に該当する法人が含まれているもの、③国又は地方公共団体が出資をしているもの、④上記の②または③に類するものとして環境大臣が認めたもの、に該当するもの。 		
2. 希少野生動植物の保全に関連する、近年の助成実績(例)					
No	助成年	助成先名称	活動地域	活動名	
1	H21-22	コウノトリ湿地ネット	兵庫県	コウノトリの野生定着に向けた、放棄田の湿地化による自然生態系(食物連鎖)の再生	
2	H18-22	NPO法人屋久島うみがめ館	鹿児島県	インナータグ装着によるウミガメの性成熟年齢の調査研究	
3	H20-22	真庭遺産研究会	岡山県	特別天然記念物オオサンショウウオの保護および生息環境再生活動	
4	H18, 22	(社)水生生物保全協会	京都府	絶滅危惧種アユモドキの保護プロジェクトー繁殖生態と遺伝的多様性を解明する研究 絶滅危惧種アユモドキ保護プロジェクトー休耕田を利用した繁殖場所の造成	
5	H21	宮城教育大学	宮城県	東北地方の希少サケ類サクラマス等の保全を推進する教育的アプローチの検討	
6	H20-21	有限責任中間法人水生生物保全研究会	和歌山県	紀伊半島の野生イワナ個体群の保護、林床整備と間伐材を活用した溪流河川の多様性の維持・回復	
7	H18-21	NPO法人 メダカのがっこう	新潟県	佐渡トキ野生化支援プロジェクト	
8	H18-21	NPO法人どうぶつたちの病院	長崎県	ツシマヤマネコ保護のための感染症撲滅生息地づくりプロジェクト	
9	H19-21	NPO法人日本ウミガメ協議会	四国・近畿	四国・紀伊半島沿岸域におけるウミガメレスキュー事業	
10	H18-21	新潟大学トキ野生復帰プロジェクト	新潟県	トキ野生復帰を支える棚田・里山維持管理システムの構築と地域環境教育	
11	H20	山梨大学教育人間学科部	山梨県	絶滅危惧種ホトケドジョウの保護と自然環境の保全	
12	H20	NPO法人シナイモツゴ郷の会	宮城県	外来魚の繁殖阻止による在来魚の復元	
13	H20	(財)阿蘇グリーンストック	熊本県	草原ナチュララスト1号地の植生調査と希少植物の保護活動	

出典：助成財団データベース及び公益信託データベースより作成

事例② 地球環境基金（行政＋民間）

1. 基金等の概要				
助成基金・団体名	プログラム名		対象範囲	助成件数・助成額
環境再生保全機構	地球環境基金		全国	一般助成：上限400～800万円/件 発展助成：上限400万円/件 ※重点配慮分野かつ複数機関の協働による活動は上限600～1200万円/件
対象事業			応募資格	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地球環境保全のための以下のような活動を支援。 (1)日本の民間団体が開発途上地域の環境の保全を図る活動 (2)海外の民間団体が開発途上地域の環境の保全を図る活動 (3)日本の民間団体が国内の環境の保全を図る活動。 ● 一般助成と発展助成があり、各々について重点配慮分野（地球温暖化防止、生物多様性保全、循環型社会形成）がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ● 対象は民法34条に基づく法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された法人またはこれに準じる非営利法人、特定非営利活動促進法第10条に基づき設立された特定非営利活動法人および法人格を持たない非営利の民間団体。 	
2. 希少野生動植物の保全に関連する、近年の助成実績(例)				
No	助成年	助成先名称	活動地域	活動名
1	H23	日本植物園協会	東京都	絶滅危惧植物の特性情報の集約に向けたプラットフォーム作り
2	H22-23	NPO法人おおいた環境保全フォーラム	大分県	ベッコウトンボの保護のための生育地域ネットワーク構築を目指す自然体験型ビオトープ創出事業
3	H20-23	NPO法人オオタカ保護基金	栃木県	サンバと共生する里山づくり
4	H23	甑山探求会	山形県	希少野生生物ハナカジカの保護活動
5	H20-22	イトウ生態保全研究ネットワーク	北海道	北海道における希少淡水魚イトウの適切な保護管理のためのモニタリング体制の確立
6	H22	(社)野生生物保全協会	東京都	在来タナゴ類をシンボルとした生物多様性の保全技術の開発
7	H20-22	日本植物園協会	東京都	植物園と市民の協働による絶滅危惧植物保全システムの構築
8	H22	海洋環境・防災調査研究会	石川県	能登半島の里海での生物多様性(絶滅危惧の海浜植物)に関する生態調査
9	H22	NPO法人グラウンドワーク三島	静岡県	源兵衛川の生物多様性保全のための絶滅危惧種「ホトケドジョウ」の生息環境再生活動
10	H22	(財)千葉県環境財団	千葉県	千葉県北西部域のホトケドジョウの分布調査と生息地の保全活動の検討
11	H19-21	トキの野生復帰連絡協議会	新潟県	トキ野生復帰を支える地域社会モニタリング手法の構築
12	H19-21	日本野鳥の会宮崎県支部	宮崎県	天然記念物カンムリウミスズメの洋上分布調査と漁業による混獲実態調査
13	H21	NPO法人おおいた環境保全フォーラム	大分県	ベッコウトンボの個体群保護のための生息地保全活動及び新たな生息地創造活動
14	H21	NPO法人四国自然史科学研究センター	高知県	絶滅のおそれのある四国ツキノワグマの緊急保護策を提言するための調査研究
15	H20	NPO法人どうぶつたちの病院	沖縄県	マングースによるヤンバルクイナの捕食を証明し対策を立案するプロジェクト
16	H19-20	NPO法人日本チョウ類保全協会	神奈川県	絶滅に瀕するチョウ類とその生息環境の保全事業
17	H20	NPO法人北海道ツーリズム協会	北海道	絶滅危惧種「ミヤベイワナ」の保護のため水質及び資源管理調査事業

出典：助成財団データベース及び公益信託データベースより作成

(2) NGO・NPO 等との連携・支援

事例①：株式会社損害保険ジャパン「Save Japan プロジェクト」「CSO ラーニング制度」

生物多様性保全を目的に、希少野生生物を企業と環境 NPO、顧客が一緒に守るプロジェクトとして、日本 NPO センターとの協働で平成 23 年に開始。顧客が自動車保険加入時に Web 約款²を選択した場合、契約保険料の一部を環境 NPO などへ寄付する。寄付先となる環境 NPO 等は、損保ジャパンからの寄付金をもとに希少生物種生息地の環境保全活動を実施する。平成 23 年度は全国 10 か所での活動支援を予定している。

また、「CSO³ラーニング制度」は、環境分野の人材育成の推進を目的に、大学生・大学院生を環境 NPO 等へ長期インターンシップとして派遣し、様々な業務経験と環境教育の機会を提供すると同時に、環境 NPO 等へマンパワーを支援するものである。この制度は平成 12 年度から開始され、約 600 名が参加した。活動に参加する学生には 800 円/時間の奨学金と交通費が支給され、その原資の一部には同社職員による寄付制度「ちきゅうくらぶ社会貢献ファンド」を活用している。

事例②：株式会社日立製作所 「ボランティア支援プログラム・大きくなる樹」

公共性が高く社会的に意義のある活動を継続的に行っている国内の非営利団体で、日立製作所の従業員がボランティアとして積極的に参画等をしている団体に対し、当該団体の事業に関連した社会貢献活動を推進するための活動資金を支援するプログラム。実際にボランティア活動を行っている従業員からの申請に基づき、社内選考委員による選考の上、1 件あたり 30 万円を上限に、年度ごとに数件の支援を行っている。支援を受けた団体及びその団体を推薦した従業員は、一定の期間内に活動報告を行い、その内容を従業員に広く紹介することとしている。

(3) 保全活動への社員等の参加

事例①：株式会社日立製作所 「アースウォッチ・プログラム参加」

自然環境や野生生物を対象とする研究者等への支援を行う NPO 法人アースウォッチ・ジャパンの賛同企業として、「研究者のサポートボランティア」に 2006 年度より日立グループとして参加している。アースウォッチ・ジャパンが支援する、河口湖フィールドセンターの「富士山周辺の絶滅危惧チョウ類保全活動」に、同グループの従業員とその家族が参加し、草原性チョウ類のミヤマシジミ（絶滅危惧Ⅱ類）の幼虫と成虫の調査等、保全研究の基礎データの収集に取り組んだ。

事例②：株式会社 富士ゼロックス 「成田里山づくりの会」

「成田里山づくりの会」は、千葉県農林水産部森林課や土地所有者の協力のもと、富士ゼロックスや関連会社の従業員とその家族が参加し、千葉県成田市で平成 16 年 3 月に活動を開始した。植林・下草刈り・間伐やタケノコ・竹林整備などの里山の手入れや、シイタケの原木づくりと種の植え付け、サツマイモや落花生の植え付け、田植え実習な

² 保険などの契約書を「紙」の印刷物ではなく、ホームページ上で受け取れるようにする仕組み。大幅な紙の節約、輸送コストの削減に伴う、CO2 排出量の削減も本取り組みの一部である。

³ 市民社会組織（Civil Society Organization）の略。NPO、NGO を含む概念。

どの農業体験を行なっている。平成 16 年度には、「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」に基づく里山活動協定を締結している。平成 18 年度からは活動が定例化し、参加者も増加し、地域に根ざした活動として展開している。

(4) 企業が事業活動で開発した技術、設置した施設等の活用

事例①：株式会社武田薬品「京都薬用植物園による希少種株の収集」

「社団法人日本植物園協会」の植物多様性保全拠点園ネットワークの一端を担う施設として、日本における植物多様性保全に寄与。薬用植物の絶滅危惧種 53 種（同ネットワーク全体で 120 種）を含む 84 種を保有し、薬用植物の絶滅危惧種については 100 種を目指して収集を続けている。また、平成 21 年度には、京都薬用植物園が中心となって進めてきた、全国の薬用植物園が所有する希少種のリストづくりが完成し、今後は植物園同士で希少種を融通しあうなどの取り組みを進めている。

B. 社有地等の保全への活用

(1) 社有林等の保全・管理

事例①：株式会社住友大阪セメント「ツシマヤマネコ保護のモデル林」

平成 18 年 4 月、環境省対馬野生生物保護センターが支援する NPO「ツシマヤマネコ応援団」から、地域住民・地元行政・環境省の総意として、対馬市舟志地区に有する社有地のうち約 16ha を、間伐、皆伐および植林を行い健全な森林を育成することでツシマヤマネコ（絶滅危惧 IA 類、国内希少種）の保護を推進する「ツシマヤマネコ保護のためのモデル林」としたいと、住友大阪セメントへ申し入れを行った。同社ではこれを受け、無償で森林を提供。同社、対馬市、地元住民、NPO の 4 者で「舟志の森づくり推進委員会」を立上げ、モデル林づくりを実施している。

事例②：株式会社大林組「研究所敷地内の雑木林管理と希少種調査」

大林組技術研究所では、敷地内に約 1.8 ヘクタールの雑木林を保有し、冬季の下刈りや落ち葉掻きなどで、林床を明るく維持管理している。林内にはさまざまな草花や小動物が生育し、人工栽培が困難とされるキンラン（絶滅危惧 II 類）やギンラン（東京都 RDB・絶滅危惧 II 類）、ササバギンラン（東京都 RDB・準絶滅危惧）等の絶滅危惧種も生育している。

同社では、平成 10 年から雑木林の樹林密度や下草の状態、キンランの個体位置と各個体の生育状況を調査し、キンランの生育環境および雑木林の保全に取り組んでいる。また、今年 5 月のキンラン開花期には、地元・清瀬市の自然保護団体「清瀬の自然を守る会」と観察会を実施する等、地域社会と連携しながら生態系の保全・再生に努めている。

(2) 企業敷地等へのビオトープ創出等

事例①：株式会社キリンビール「希少種の避難場所としてのビオトープ」

キリンビール神戸工場では、平成 9 年に設置したビオトープで 地域の方々とともにカワバタモロコ（絶滅危惧 IB 類）の保護育成に取り組んでいる。本ビオトープは、里山やため池に生息し絶滅の恐れがある希少種の一時的避難場所としての役割を担っている。

兵庫県立人と自然の博物館との連携による取り組みである。遺伝的多様性の調査を踏まえた河川への放流や、工場見学者を対象としたビオトープのウォッチングツアーも実施している。

事例②：株式会社オムロン「工場廃水の浄化水を利用したビオトープ」

オムロン野洲事業所では、半導体製造のために琵琶湖の水を工業用水に利用しており、取水した時点よりも清浄な状態にして自然に返すことが企業の社会的責任と考え、ビオトープの取り組みを進めている。事業所に設置していたビオトープを博物館や大学、自然保護団体、環境コンサルタント等の専門家との連携の下で、工場排水を活用する新ビオトープ「ぼてじゃこの池」として改修。イチモンジタナゴ（絶滅危惧 IA 類）を放流し、希少種の保全を図っている。また、ビオトープの維持・管理を通じ、従業員が生物多様性や環境保全について学ぶ場としている。

C. 事業活動での配慮

事例①：株式会社清水建設「希少動植物の生息湿地－計画段階での配慮」

水戸市郊外で進む十萬原新都市開発は、135ha の土地に 5,100 人が住む大規模な都市開発計画である。同社は 14ha の洪水対策用調整池と近隣公園の 1 次造成工事、余水吐構造物（貯水量を調節する排水用の構造物）の設計施工を、提案型コンペで受注した。計画地は、自然豊かな湿地であり、貴重な動植物も数多く、調整池機能維持と地域生態系保全の両立が重要な課題となった。そのため、余水吐構造物のオリフィス（洪水調整用装置）を改善設計することで、越流水深を下げ十分な調整池機能を確保しつつ、多種多様な動植物の棲む多自然型調整池を提案した。地域生態系の定量的評価を行い、保全対象と保全対策を明確にし、設計に反映した。設計では「湧水の野外博物館」をコンセプトに、多自然型調整池を具現化した。また設計理念の検証のため、施工後もモニタリングを継続している。

事例②：株式会社大成建設「ダム施行段階での希少種への配慮」

宮城県の岩堂沢ダムの工事場所付近にクマタカ（絶滅危惧 IB 類、国内希少種）が生息していることが確認されたため、大成建設では、クマタカの生息に配慮して以下の対策を採り、施工を実施した。①仮設備の塗装色を、環境団体と協議して深緑色とする。②照明は、クマタカに影響の少ないナトリウム灯を採用する。③コンクリートプラントのミキサーに防音シートを張り、コンクリートの練り混ぜ時の騒音を低減する。④昼夜工事を行う工事用道路に遮光ネットを設置する。その結果、クマタカは、工事中も産卵・子育てをしていることが確認されている。

参考資料 7 米国の種の保存法 (Endangered Species Act) による国内の絶滅危惧種保全の概要

米国の種の保存法 (Endangered Species Act、以下「ESA」とする) は、絶滅のおそれのある種を指定し、個体の捕獲等を規制し、当該種についての回復計画を作成し、重要生息地を指定するなどして国内の絶滅危惧種の保全を図っている。

(1) 種の指定

法の対象となる指定種である **Endangered species** と **Threatened species** は内務長官または商務長官 (以下、「長官」とする) によって指定される (第 4 条(a)) (下表)^{4,5}。国内種だけでなく外国種も指定される (以下、本資料では国内種に限り「指定種」という)。指定は以下 A~E の事由による (第 4 条(b))。

- A 生息地や分布域の現在のまたは急迫の破壊、改変、減少
- B 商業、レクリエーション、科学、教育の目的のための過剰利用
- C 疾病または捕食
- D 既存の規制メカニズムの不備
- E 種の存続に影響するその他の自然的又は人為的な要因

表 ESA による指定種の種数 (2011 年 11 月現在)

	指定種数 (国内種のみ)		合計
	Endangered	Threatened	
動物 (注 1)	422	166	588
植物 (注 2)	644	150	794
合計	1,066	316	1,382

出典：米国内務省魚類野生生物局資料より作成

注 1：哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、二枚貝類、巻貝類、昆虫類、クモ類、甲殻類を指定。

注 2：顕花植物類、針葉樹・ソテツ類、シダ類等、地衣類を指定。

(2) 捕獲等の規制

指定種 (原則として **Endangered species** に限る。ただし長官が規則で定めれば **Threatened species** にも及ぶ (第 4 条(d))⁶) に指定されると、個体 (生死を問わない) の捕獲等⁷、違法な所持、譲渡し等、輸出入等の行為⁸が原則禁止される (第 9 条(a))⁹。ただし、一定の場合には、これらの行為は長官により許可される (第 10 条(a))¹⁰。なお、連邦機関には、長官と協議し、連邦政府が許認可し、資金を供し、実施する行為によって指定種 (**Endangered species** または **Threatened species**) の存続に影響が及ばないように保障することが求められる (第 7 条(a)(2))。

⁴ **Endangered species** は分布域の全て又は重要な一部で絶滅の危機にある種 (第 3 条(6))。 **Threatened species** は分布域の全て又は重要な一部で近い将来に **Endangered species** のようになりそうな種 (第 3 条(20))。

⁵ 指定の手続には候補評価プロセスと請願プロセスがあり、後者は市民の請願により開始される。

⁶ 実際には多くの場合 **Threatened species** にも適用されている (ロルフ 1997)。

⁷ 捕獲等 (take) は、危害を加え、繰り返し攻撃し、追い回し、狩猟し、銃撃し、損傷し、殺し、畏にかけ、捕獲し、または採集すること (第 3 条(20))。

⁸ この他商業目的の国際・州際移動 (配達、受領、移送、輸送など) や販売等も原則禁止される (第 9 条(a))。

⁹ ただし、植物の指定種については、採取や所持等の禁止は連邦管轄下の土地にしか及ばない (第 9 条(a)(2))。

¹⁰ **Endangered species** の捕獲等は、科学的な目的または種の増殖や存続の強化、その他の適法な行為に付随するものである場合に許可される (第 10 条(a)(1))。

(3) 回復計画の作成

指定種 (Endangered species または Threatened species) の指定にあたり、長官は、指定種の保全と存続のために回復計画 (Recovery Plan) を作成する (第 4 条(f)) (下表) ¹¹。回復計画は、指定種とその生態系の保全における、民間、州、連邦の協力のための、サイトに特化した詳細な活動のロードマップを提供するものであり、法的拘束力はなく、その実施は義務ではない (米国議会調査部報告書より)。

表 指定種のうち回復計画が作成された種数 (2011 年 11 月現在)

	指定種数 (国内種のみ) (Endangered 及び Threatened)	うち回復計画が作成された 種数
動物	588	468
植物	794	669
合計	1,382	1,137

出典：米国内務省魚類野生生物局資料より作成

(4) 重要生息地の指定

指定種 (Endangered species または Threatened species) の指定にあたり、長官は、指定種が分布し、指定種の保全にとって不可欠で特別の管理上の配慮や保護を必要とするなどの地域を重要生息地 (Critical Habitat) に指定する (第 4 条(a)(3)) ^{12,13}。

重要生息地に指定されると、連邦政府が許認可し、資金を供し、実施する行為で、重要生息地を破壊または悪影響を及ぼす改変をするものについて、連邦機関は、長官と協議し、破壊や悪影響を及ぼす改変がされないように保障することが求められる (第 7 条(a)(2))。このように、重要生息地は必ずしも開発を制限するものではなく、連邦機関に特別の努力が必要であることを再認識させるものであって¹⁴、連邦政府が関与しない状況には効果を及ぼさない (米国魚類野生生物局資料、米国議会調査部報告書より)。

2011 年 11 月現在、1,382 種の指定種 (国内種) のうち 610 種について重要生息地が指定されている (米国魚類野生生物局資料より)。

(5) 土地の取得

内務長官、商務長官及び農務長官は、指定種 (Endangered species または Threatened species) を含む野生動植物等の保全のためのプログラムを策定・実施する (第 5 条(a))。これらの長官には、プログラム実施のため、他の法令による土地取得の権限の行使や購入や寄付等による土地や水面にかかる権利の取得が認められている (第 5 条(a))。

¹¹回復計画は、行政機関内の生物学者、業務契約を交わした外部の専門家、回復チーム (地方政府その他関係者を含む) 等によって作成される。同等の既存計画 (州の管理計画等) が存すれば回復計画として採用される。

¹²指定種の指定が提案されている場合、同時に重要生息地の有無が検討され、指定が提案される。官報で案が公示されパブリックコメントが実施されたのちに指定される。

¹³重要生息地の指定が必要となる膨大な未処理種に直面しており、限られた職員と資金を効果的に活用するため、現在、重要生息地の指定には比較的低い優先度が与えられている。また、重要生息地の指定は、多くの指定種について追加的な保護をほとんど提供していない。これは、指定に対する市民の否定的感情、指定された区域の不正確さ、指定地以外は価値がないとする他の連邦機関の誤解による (米国魚類野生生物局資料より)。

¹⁴ほとんどの連邦の事業は進められるが、いくつかは重要生息地に対する損害を最小限にすべく修正される (米国魚類野生生物局資料より)。

(6) 民間参画・資金援助

指定種の半分以上は少なくとも生活史の一部を私有地で過ごすため、種の保全は土地所有者、地域社会、先住民との協働に依存しており、これにあたって州の仲介が重要。州や土地所有者を支援するための様々なツールが ESA などにより設けられている（下表）。

表 州や土地所有者を支援するためのツール（例）

支援ツール（例）	概要
協力協定（Cooperative Agreements） 及び絶滅危惧種保全協力基金	連邦所有地以外における ESA 指定種等の生息地の保全事業への参加を促すため、保全のためのプログラムを策定している州に対し、協力協定の締結を前提として財政支援が行われる（ESA 第 6 条(c) 及び(d)）。
生息地保全計画 (Conservation Plan)	ESA 指定種等の捕獲等にかかる許可申請の一部として保全計画の提出が求められる。当該捕獲等による影響とその軽減や最小化の方法などを記載する。（ESA 第 10 条(a)(2)）
宥恕協定 (Safe Harbor Agreement)	私有地等の所有者であって、その活動が ESA 指定種の回復に寄与する者と結ぶ協定。管理活動の実施と引き換えに、追加的または異なる管理の要求をしないことを保証するもの。
保全銀行 (Conservation Banks)	ESA 指定種等の生息地の損失を軽減するため、他の場所で土地を保護・管理している土地所有者が提供するクレジットを、同じ種に対する悪影響を軽減する必要のある者が購入するもの。

出典：米国内務省魚類野生生物局資料などから作成

(7) 予算

米国内務省魚類野生生物局の絶滅危惧種事業は、近年は、約 1.6 億~1.8 億ドル/年（約 127 億~144 億円/年）の予算で実施されている（下表）。

表 米国魚類野生生物局の絶滅危惧種事業の予算

単位：千ドル（予算）、人（常勤換算）

		2009	2010	2011 暫定	2012 要求額
候補種保全	予算	10,670	12,580	12,580	11,426
	常勤換算	73	77	77	77
種指定	予算	19,266	22,103	22,103	24,644
	常勤換算	108	128	128	141
協議/ 生息地保全計画	予算	53,462	59,307	59,307	62,888
	常勤換算	423	441	441	471
回復	予算	74,575	85,319	85,319	83,692
	常勤換算	436	418	418	421
合計	予算	157,973	179,309	179,309	182,650
	常勤換算	1,040	1,064	1,064	1,110

出典：米国内務省魚類野生生物局資料より作成

主な参考文献等

- Congressional Research Service (2007) CRS Report for Congress, The Endangered Species Act (ESA) in the 110th Congress: Conflicting Values and Difficult Choices.
 ダニエル・J・ロルフ(1997)米国種の保存法概説.信山社.
 米国内務省魚類野生生物局公式 Web サイト (<http://www.fws.gov/endangered/>)

参考資料7別添 わが国の種の保存法と米国のESA

表 種の保存法とESAの制度の比較（国内における絶滅危惧種を保全する制度）

	日本 種の保存法	米国 Endangered Species Act
種の指定(国内種)	国内希少野生動植物種(87種)	国内種として指定される Endangered species と Threatened species (1,382種)
指定種の捕獲規制	あり ・生きている個体の、捕獲等(捕獲、採取、殺傷、損傷)は原則禁止。	あり(原則として Endangered species) ・生死を問わず米国内での捕獲等(損傷、狩猟、銃撃、殺傷、ワナ、捕獲、採取)は原則禁止。部分や派生品も対象。
指定種の流通規制	あり ・譲渡し等(譲渡し、譲受け、引渡し、引受け)、販売・頒布目的の陳列は原則禁止。	あり(原則として Endangered species) ・商業目的での国際、州際 of 輸出入、販売等(配達、受領、輸送、販売)の原則禁止。 ・違法に取得した野生生物の譲渡し等(所持、移送、配達、販売、受領)の禁止。
回復計画	保護増殖事業計画(48種) ・必要があると認めるときに策定	回復計画(1,137種)(Endangered species と Threatened species) ・種指定時に原則として作成
複数種対象の回復計画	規定なし	策定可能(ガイドラインに記載)
回復計画の実施	・国(必要があると認めるときに保護増殖事業を行うものとする) ・地方公共団体(自らの保護増殖事業について国の確認を受けることができる) ・その他の者(自らの保護増殖事業について国の認定を受けることができる)	・民間、州、連邦の協力のためのガイドライン(法的拘束力はなく実施は義務ではない) ・自治体、NGO、個人の関与・参加可能な保全スキームが存在。
生息地の保全(区域指定)	生息地等保護区(9種) ・必要があると認めるときに指定	重要生息地(610種)(Endangered species と Threatened species) ・種指定時に検討されて指定
区域内の規制等	・区域内では、開発・改変や動植物の捕獲等の行為を規制する(環境大臣の許可が必要)	・区域内では、連邦政府が関与する開発・改変行為につき、当該連邦機関が、長官と協議し、影響がないよう保障する。
関連する予算	・環境省自然環境局の希少種保護推進費 H23(2011)年度: 453百万円	・内務省魚類野生生物局の絶滅危惧種事業の予算 2011(H23)年度: 14,345百万円(暫定) (1ドル80円で換算)

注: 表中の種数については平成23(2011)年11月現在。

出典: 環境省資料、米国内務省魚類野生生物局資料から作成

平成 23 年度

希少な野生生物の保全政策点検委託業務

我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する
点検とりまとめ報告書

平成24年 3 月

我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議 編

作 成：財団法人自然環境研究センター

発 行：環境省自然環境局野生生物課

リサイクル適正の表示:紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。